

第3 個別の監査結果及び意見

「県の試験研究機関に係る管理・運営」及び「各試験研究機関への往査」における監査結果について、本章で整理する。

1. 県の試験研究機関に係る管理・運営

(1) 実施した監査手続き

県が実施する試験研究機関に係る管理・運営について、関連書類の閲覧、担当者への質問、分析、担当者へのヒアリング、その他必要と認める監査手続を行った。

また、各拠点の往査前において、事前のヒアリングを試験研究機関の所管課に対して実施し、往査実施後においても外部評価委員会へのヒアリングも実施しており、以降でヒアリング内容について整理している。

① 試験研究機関の所管課への往査前ヒアリング

県の所管課に対し、試験研究機関の管理・評価方法、課題認識等について往査前に事前に調査すべき内容のヒアリングを実施した。

特に、県の公設試験研究機関を所管する立場として、試験研究機関が適切な予算や業務の効率的な執行が実行できるような支援と管理体制を整備しているかについて確認した。

【所管課への事前ヒアリング日程】

| 日時 | | 対象所属 | 監査人・補助者数 |
|-------|---|---------------------------|----------|
| 6月23日 | 金 | 産業技術イノベーション課 科学技術振興担当 | 3名 |
| | | 産業技術イノベーション課 産業技術振興担当 | 3名 |
| | | 農業技術環境課 研究調整・スマート農業普及推進担当 | 3名 |
| 7月7日 | 金 | 健康福祉企画課(衛生研究所) | 3名 |
| | | 産業技術イノベーション課 ものづくり振興担当 | 3名 |
| 7月13日 | 木 | 森林ノミクス推進課 | 4名 |
| 7月14日 | 金 | 環境企画課 | 4名 |
| | | 水産振興課 | 4名 |

【所管課への質問票】

| 質問事項 | | 質問意図 |
|----------------------|-------------------------------|---|
| 1. 所管課と試験研究機関の役割について | (1)最新の組織概要について | 組織編成やその予定がないかの確認のため。 |
| | (2)所管課の役割と試験研究機関との職務分掌 | 所管課の権限や役割の範囲・配分、試験研究機関との連携方法、会議の実施状況等について把握するため。 |
| | (3)産学官連携の具体的な取組みについて | 上位計画で重視されている産学官連携についての取組み状況を把握するため。 |
| 2. 管理・評価方法について | (1)各試験研究機関の試験研究テーマの選定プロセスについて | 所管課として、試験研究機関の試験研究テーマの選定についてどの程度関与しているかを把握するため。 |
| | (2)各試験研究テーマの内部評価・外部評価について | 試験研究テーマの内部評価・外部評価について、具体的な評価の仕組み、評価基準、評価の実施要綱・要領等を把握するため。 |
| | (3)選定プロセス及び評価の見直し | 試験研究テーマの選定プロセス及び評価の仕組みに関する直近の見直しの有無と見直しの頻度について確認するため。 |
| 3. 課題認識について | - | 各試験研究機関や所管課が抱える課題について把握するため。 |
| 4. 今後の計画について | - | 各試験研究機関や所管課の今後の取組みについて把握するため。 |

② 山形県研究評価委員会へのヒアリング

県の外部組織として県の試験研究課題を第三者の視点で評価するために設置された県研究評価委員会の委員長に対し、役割・機能、評価プロセス、課題認識等についてヒアリングを実施した。

【県研究評価委員会へのヒアリング日程】

| 日時 | 対象所属 | | 監査人・補助者数 |
|---------|------------|--|----------|
| 10月5日 木 | 山形県研究評価委員会 | | 3名 |

【県研究評価委員会へのヒアリング内容】

| 質問事項 | 質問意図 |
|-------------------------------|---|
| ① 研究評価の目的・意義について | 現状の研究評価委員会の役割と機能について、要綱に記載の内容と整合しているか実態を確認するため。 |
| ② 研究評価の考え方やプロセス、体制など詳細な内容について | 事前事後の評価タイミング、研究評価委員の体制、外部資金に該当する研究評価、評価結果のフィードバックなど、報告書や要綱などでは把握できない詳細な内容について状況を把握するため。 |
| ③ 予算調整に関する研究評価委員会の関与度について | 研究評価委員は県職員ではなく予算に係る権限はないものの、間接的にどの程度予算調整に関与しているか事実確認のため。 |
| ④ その他 | 外部資金獲得のための意見、評価できる点や課題、対応策など、各試験研究機関への往査やヒアリングに加えて把握するため。 |

(2) 監査の結果

① 試験研究費の横断的な予算調整の見直し【意見】

試験研究（試験研究機関業務の一部）に係る横断的な予算調整を担当する産業技術イノベーション課においては、平成16年度以降各部局に対し、予算要求に際しての必要用件や予算調整の際の重視事項を示すなど、今後の方向性を明示しつつ、部局横断的な予算調整を進めている。

横断的な予算管理を実施していくためには、必要な情報を入手し、それに基づき異なる試験研究機関の業績や必要性を正確に評価し、効率的な予算配分を行うことが重要である。そのため、各機関の実績や状況を定量的に比較する情報を活用しながら、適切な予算配分の基準を設定することが求められる。

この点、産業技術イノベーション課にヒアリングをしたところ、平成30年までは「山形県試験研究機関に関する資料」と称する各試験研究機関の定量データを含む報告書を公開していたが、平成31年以降は予算削減のため本取組みを廃止したという。

本資料は、下表のような各試験研究機関の人員数・事業費・事業結果等について、過年度の推移や試験研究機関間の横並びの比較が可能な情報を整理している。一方で、現在、産業技術イノベーション課は本報告書のようなデータ（一部を除く）の情報収集に留まり、公表していない。

【「山形県試験研究機関に関する資料（平成30年）」の概要】

| 章 | 項目 |
|----|---|
| 1 | 試験研究機関の組織体制及び所在地 |
| 2 | 試験研究機関の業務概要 |
| 3 | 試験研究機関の概要 (博士号取得状況、研究者数、事業費の推移) |
| 4 | 試験研究機関の職員数 |
| 5 | 試験研究機関の職階級別職員数 |
| 6 | 年齢層別研究職員数及び博士号取得者数 |
| 7 | 機関別研究関連事業費（平成29・30年度） (研究開発費・調査検査費・依頼試験費・指導普及費と構成比) |
| 8 | 研究員1人当たり研究関連事業費（平成29・30年度） (研究開発費・調査検査費・依頼試験費・指導普及費) |
| 9 | 試験研究機関における性格別事業費（平成29・30年度） |
| 10 | 特許等知的財産権の取得状況と論文等の発表状況 |

このような状態は、適切な予算調整や管理のために必要な各試験研究機関の重要な定量データが一元的に収集・整理されているとは考えられず、県の資源が最も必要とされる領域に効果的に配分されているのかの判断、各試験研究機関の予算配分の公平性の観点からも問題であると考える。

従って、今後の横断的な予算調整の見直しや県民への試験研究機関の取組みの理解を深めるためにも、少なくとも内部での情報整理を実施するとともに、可能な限りそれらの情報については公開をすべきである。

② 重要業績評価指標(KPI)の未達【意見】

県の総合計画や各種上位計画で設定された重要業績評価指標(KPI)と県内試験研究機関の実績について大きく未達となっている項目がある。「第4次山形県科学技術政策総合指針」において、県内試験研究機関に設定された重要業績評価指標(KPI)は以下の通りである。

重要業績評価指標

I 研究開発の推進によるポストコロナ時代への対応

■研究機関、企業等との連携による外部公募型等の研究課題数

【40件/年】

II 山形の産業を担う科学技術人材の確保

■科学教室、公設試験研究機関の科学イベント等の参加者数

【13,000人/年】

■地域課題の解決に向けた探究型学習に取り組む

　　県立高校の割合 【80%以上/R7年度迄】

■技術者養成研修会の参加者数 【4,000人/年】

III 知的財産の創造・活用による県内産業の優位性の実現

■県有特許に係る実施許諾企業数 【45社/年】

■INPIT山形県知財総合支援窓口に係る出願件数

【100件/年】

IV 研究成果の迅速な移転・活用による豊かな県民生活の実現

■工業分野の技術移転・製品化件数 【60件/年】

■普及に供する農林水産新技術・新品種数 【15件/年】

一方で、公表されている県内試験研究機関の実績表(令和3年度、下図)を見ると、指標を達成している項目や指標に近い結果となった項目もあるが、「研究機関、企業等との連携による外部公募型等の研究課題」「科学教室、公設試験研究機関の科学イベント等の参加者数」「技術者養成研修会の参加者数」の3点については指標値を大きく下回っていた。

【第4次山形県科学技術政策総合指針で設定した重要業績評価指標(KPI)の達成状況】

| 項目 | 指標 | 考え方 | 令和3年度の実績 | |
|-----------------|----|--------------------|----------|---------------------------|
| I 研究開発の推進によるポスト | | 研究機関、企業等と連携し国、国立研究 | 21件 | 【衛生研究所】1件 【工業技術センター】6件 |

| | | | | |
|-------------------------------|--|---|------------------------------------|--|
| コロナ時代への対応 | 研究機関、企業等との連携による外部公募型等の研究課題 40件／年 | 開発法人、民間等から資金を獲得し行う研究 | | 【農業総合研究センター】 8件 |
| | | | | 【水産研究所】 1件 |
| II 山形の産業を担う科学技術人材の確保 | 科学教室、公設試験研究機関の科学イベント等の参加者数 13,000人／年 | サイエンスナビ、バイオサミット、科学の祭典、公設試験研究機関の科学教室等、県が主体となって進める科学を周知する取組み | 5,827人 | 【内水面水産研究所】 1件 |
| | | | | 【森林研究研修センター】 2件 |
| III 知的財産の創造・活用による県内産業の優位性の実現 | 地域課題の解決に向けた探究型学習に取り組む県立高校の割合 80%以上/R7迄 技術者養成研修会の参加者数 4,000人／年 | 地域課題の解決を図るための主体的・協働的な学習（探究型学習）を実践する県立高校の割合 県の機関が主体となって取り組む民間技術者向け研修会 | 【高校教育課】 探究型学習に取り組む県立高校の割合 98.1% | 【産業技術イノベーション課】 共同研究支援事業（ORT・工技セ）20人 【雇用・産業人材育成課】2,496人 計 2,516人 |
| | | | | 【産業技術イノベーション課所管】37件 |
| IV 研究成果の迅速な移転・活用による豊かな県民生活の実現 | I N P I T 山形県知財総合支援窓口に係る出願件数 100件／年 | 公設試験研究機関等が開発した県有特許を実用化し、新たな製品やサービスの開発に結び付けた企業数 知財戦略の重要性の普及等により増加した、I N P I T 山形県知財総合支援窓口の相談対応により、企業などが知的財産権の出願を行った件数 | 47件 | 【農業技術環境課所管】10件 【産業技術イノベーション課】89件 (一般社団法人山形県発明協会把握数値) |
| | | | | 【工業技術センター】93件 |

| | | | |
|--|-----------------------------|---|--|
| | 普及に供する農林水産新技術・新品種数 15件／年 | 公設試験研究機関が開発した農林水産に関する技術や品種で、普及に移すことができる件数 | 【普及に供する成果情報カード】 ・新技術 14件 ・新品種 0件 |
|--|-----------------------------|---|--|

このうち「科学教室、公設試験研究機関の科学イベント等の参加者数」「技術者養成研修会の参加者数」については、新型コロナウイルスの影響により目標を大きく下回っている。「科学教室、公設試験研究機関の科学イベント等の参加者数」については、実際に人を集めるという点で新型コロナウイルス感染拡大防止のために指標を大きく下回ることは理解できる。

一方で「技術者養成研修会の参加者数」については、4,000人の指標に対して2,516人という結果となっており、約6割の達成にとどまっている。このうち試験研究機関が主体となった研修は一部であるものの、技術者養成研修会についても、機械器具などの利用を前提とした研修会であればどうしても集合研修でなければならぬ研修はあると思われるが、すべてがそのような研修ではないし、各地からの移動距離などを踏まえると、研修が集合研修でないとならないということになると、遠方からの参加は必然的に限られてくることになる。

そういった点から、可能な限りオンライン等を活用するなど参加者に有意義な研修機会を提供することは可能であり、また、将来を見据えるとオンラインの活用は不可避であると思われることから、研修体制の見直しを検討されたい。

また、「研究機関、企業等との連携による外部公募型等の研究課題」については、現状、多くの研究機関や大学などで研究予算が縮小している状況であり、研究の財源を外部資金に求めることで、研究資金の獲得競争が激化しているという公設試験研究機関にとっては厳しい外部的な要因がある。

一方で、指標値40件に対して21件の達成状況を踏まえると、県の研究者の外部資金獲得に関するノウハウ不足や情報収集の遅れなどが生じている要因が考えられる。外部資金の獲得は、県予算の補完や試験研究活動の多角化、さらには新しい研究テーマの発掘に資する重要な要素として位置づけられており、外部資金の獲得率を上げるための県全体の横断的な情報収集や取組みを強化していくことが望まれる。

各試験研究機関への往査の結果、外部公募型等の研究に応募実績のない試験研究機関もあったことから、まずはそれぞれの試験研究機関において外部資金への応募を増やすしていくなどの対応が必要である。

そのためには、設定する指標値を結果としての外部資金の獲得数とするのではなく、採択されるための努力としての応募数などに変更するなど、応募が増えていくような指標値を設定していくことも含め対応を検討されたい。

2. 各試験研究機関への往査

(1) 実施した監査手続き

各試験研究機関に往査し、施設の視察、関係書類（支出伺・支出票、入札等執行書類、公金等管理台帳、調定収入票及び附属書類等）の閲覧、照合、担当者への質問その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

また、試験研究機関への往査を踏まえ、外部資金に係る規則違反が散見されたことから、追加のヒアリングを農業総合研究センターに対して実施した。

① 各試験研究機関への質問票と依頼資料

各試験研究機関に対し、試験研究機関の組織概要、財務状況、研究不正等のリスク管理体制等について、往査時に担当者に対しヒアリングを実施した。また、往査時に監査人が確認する資料一覧について、事前に依頼リストを送付した。

【試験研究機関への往査日程】

| 日時 | | 対象所属 | 往査者数 |
|-------|---|--|------|
| 7月20日 | 木 | 村山産地研究室 (寒河江市大字島字島南 423) ※園芸農業研究所内 | 2名 |
| | | 最上産地研究室 (新庄市大字角沢字駒場 1366) ※農林大学校隣接 | 2名 |
| 7月21日 | 金 | 置賜産地研究室 (南陽市宮内 2090) | 2名 |
| | | 庄内産地研究室 (酒田市浜中字八窪 1) | 2名 |
| 7月31日 | 月 | 農業総合研究センター (山形市みのりが丘 6060-27) | 4名 |
| 8月1日 | 火 | 工業技術センター（高度技術研究開発センターを含む） (山形市松栄 2-2-1) | 4名 |
| 8月2日 | 水 | 環境科学研究センター (村山市楯岡笛田 3-2-1) | 4名 |
| 8月21日 | 月 | 農業総合研究センター水田農業研究所 (鶴岡市藤島字山ノ前 25) | 3名 |
| 8月22日 | 火 | 農業総合研究センター養豚研究所 (酒田市浜中字八窪 1) | 3名 |
| 8月23日 | 水 | 工業技術センター庄内試験場 (三川町大字押切新田字桜木 25) | 3名 |
| 8月24日 | 木 | 水産研究所 (鶴岡市加茂字大崩 594) | 3名 |
| 8月28日 | 月 | 農業総合研究センター（備品確認） | 1名 |
| 9月4日 | 月 | 工業技術センター置賜試験場 (米沢市窪田町窪田 2736-6) | 3名 |
| | | 内水面水産研究所 (米沢市泉町 1-4-12) | 3名 |

| | | | |
|------|---|---------------------------------------|----|
| 9月5日 | 火 | 衛生研究所 (山形市十日町1-6-6) | 5名 |
| 9月6日 | 水 | 農業総合研究センター畜産研究所 (新庄市大字鳥越一本松 1076) | 5名 |
| 9月7日 | 木 | 森林研究研修センター (寒河江市大字寒河江丙 2707) | 5名 |
| 9月8日 | 金 | 農業総合研究センター園芸農業研究所 (寒河江市大字島字島南 423) | 3名 |

【試験研究機関への質問票】

| 質問事項 | | 質問意図 |
|--------------------|---|---|
| 1. 試験研究機関の組織概要について | (1)取組概要 | 試験研究機関の取組内容や財務状況、人員体制等の概況や今後の見直し等の予定について把握するため。 |
| | (2)取組成果 | 試験研究の取組成果及び当該成果の公開状況について把握するため。 |
| 2. 事務作業について | (1)事務作業の概要 | 以下主要事務作業以外で実施している業務を確認するため。 【主要業務プロセス】 資産管理、収入事務、人件費及び支出事務、契約事務、需用費支出事務、旅費交通費支出事務 |
| 3. 研究不正対応について | (1)研究活動における不正行為防止等に関する活動状況 | 研究活動における不正行為への対応として試験研究機関にて実施している施策や活動を把握するため。 |
| | (2)研究活動における不正行為防止等に対する要綱記載の内部監査における指摘有無 | 研究活動における不正行為防止等に対する要綱記載の内部監査における指摘事項を把握するため。 |
| 4. その他 | - | その他、課題認識等を把握するため。 |

【資料依頼リスト】

| 項目 | 依頼資料 | | | |
|---------|----------|--|------------|--|
| | ① 事前送付資料 | | ② 現地での確認資料 | |
| 1. 全般 | 1 | 質問票への回答 | 1 | 公所内での重要会議体一覧 |
| | 2 | 要覧 | 2 | 重要会議体における議事録 |
| | 3 | 業務年報 | 3 | 上記以外の関連資料 |
| | 4 | 上記以外の関連資料 | | |
| 2. 資産管理 | 1 | 物品会計事務取扱要綱、毒劇物の管理に関する運用管理要領、取扱い手順書等の関連資料 | 1 | 研究所等が管理している物品・重要物品一覧、備品管理簿、それらに係る報告書等の関連資料 |
| | 2 | 長期修繕計画に関連する資料 | 2 | 建物等の不動産に係る火災保険・地震保険への加入状況一覧及びその一覧 |

| | | | | |
|--------------|---|-------------------------------------|---|--|
| | 3 | 設備・機器の利用実績に関する資料 | 3 | 設備・機器利用実績一覧表 |
| | 4 | 上記以外の関連資料 | 4 | 上記以外の関連資料 |
| 3. 収入事務 | 1 | 収入事務手続きに関する資料の一覧とそれらに係るガイドライン等の資料 | 1 | 収入伝票及びその証憑、賃借料・指導料算定に関する資料 |
| 4. 人件費及び支出事務 | 1 | 人件費及び支出事務に係る事務取扱マニュアル等 | 1 | 時間外勤務等命令簿 |
| | 2 | 上記以外の関連資料 | 2 | 特殊勤務手当実績簿と職員別給与簿 |
| | | | 3 | 給与表、辞令簿、出勤簿、雇用決定通知書 |
| | | | 4 | 支出伝票及びその証憑 |
| | | | 5 | 上記以外の関連資料 |
| 5. 契約事務 | 1 | 契約事務に係る事務取扱マニュアル等 | 1 | 直近1年分の随意契約に関する資料 |
| | 2 | 貸館業務に関する資料 | 2 | 直近1年分競争入札に関する資料 |
| | 3 | 上記以外の関連資料 | 3 | 上記以外の関連資料 |
| 6. 需用費支出事務 | 1 | 物品会計事務取扱要綱 | 1 | 物品購入に係る事務処理関連資料(物件納入通知書、物品発注(引渡・領収)書等) |
| | 2 | 上記以外の関連資料 | 2 | 上記以外の関連資料 |
| 7. 旅費交通費支出事務 | 1 | 旅費交通費支出事務に係る事務取扱マニュアル等 | 1 | 旅費交通費支出事務関連資料(出張命令簿、領収書等) |
| | 2 | 上記以外の関連資料 | 2 | 上記以外の関連資料 |
| 8. 研究不正 | 1 | 研究活動における不正行為防止等に対する要綱やガイドライン、指針等の資料 | 1 | 要綱、ガイドラインや指針等への準拠状況を確認するための資料 |
| | 2 | 政府や県の指針に沿った研究者及び管理者の研修・スキルアップに関する資料 | 2 | 研修等開催実施状況に関する資料 |
| | 3 | 上記以外の関連資料 | 3 | 上記以外の関連資料 |
| 9. その他 | 1 | その他関連資料 | 1 | その他関連資料 |

② 競争的資金の不正防止にかかるヒアリング

試験研究機関への往査や担当者へのヒアリングの結果、競争的資金等に係る不正防止についての規則違反が散見されたことから、規則の運用状況について、事実確認と状況把握のために農業総合研究センターの外部資金応募提出・書類審査等の担当者に対して追加のヒアリングを実施した。

以下に追加ヒアリングの日程と質問概要を整理している。

【競争的資金の不正防止にかかるヒアリング日程】

| 日時 | 対象所属 | 監査人・ 補助者数 |
|----------|-----------------|--------------|
| 10月13日 金 | 農業総合研究センター研究企画部 | 3名 |

【「競争的資金等不正防止」に係る規則の管理・運営について】

| 質問事項 | 質問意図 |
|---|--------------------------------------|
| (1) 「競争的資金等不正防止」に係る規則の参考としている法規制・参考資料について | 当該規則が県の状況に整合した内容となっているかの確認のため。 |
| (2) 「競争的資金等不正防止」に係る規則の改定理由について | 組織名称変更に伴う軽微な改定以外に重要な規定改正があるかの確認のため。 |
| (3) 外部資金に係る応募書類等の内容について | 外部資金の公募にて、どのような規定や基準が要求されているかの把握のため。 |
| (4) 「競争的資金等不正防止」に係る規則の遵守状況・運用状況等のモニタリングについて | 規則が形骸化していないかの確認のため。 |

【「競争的資金等不正防止」に係る規則の内容について】

| 質問事項 | 質問意図 |
|---|--|
| (1) 「競争的資金等の不正使用防止等に関する要領」第6章監査 第19・20条及び「競争的資金等内部監査実施基準」について | 当該規則の内部監査に関する規定が遵守されていない点についての理由を把握するため。 |
| (2) 「競争的資金等不正使用防止基本方針」の『5 情報共有化の推進』の内容について | 当該規則における競争的資金等の使用ルール等の具体的な情報について把握するとともに、ルールの運用状況について確認するため。 |
| (3) 「競争的資金等不正使用防止計画」の『5 誓約書の提出』について | 当該規則における誓約書の提出義務となる対象と、宣誓書提出の正しい手続きについて確認するため。 |

(2) 監査の結果

① 試験研究機関全般

ア 競争的資金等不正防止に関する規定の見直し【指摘】

文部科学省をはじめ、各試験研究予算の支出団体は、競争的資金の不正防止のため、応募条件として各試験研究機関における競争的資金等不正防止のための各種規定を定めていることを要件としている。

そのような状況のなか、競争的資金に応募する各試験研究機関においては競争的資金不正防止のための規定を定めている。

| 試験研究機関名 | 要領名 |
|--------------|--|
| 農業総合研究センター | 競争的資金等の不正使用防止等に関する要領（要領の内容は各試験研究機関において全く同じである） |
| 園芸農業研究所 | |
| 水田農業研究所 | |
| 畜産研究所 | |
| 養豚研究所 | |
| 内水面水産研究所 | |
| 村山総合支庁産地研究室 | |
| 置賜総合支庁産地研究室 | |
| 最上総合支庁産地研究室 | |
| 庄内総合支庁産地研究室 | |
| 工業技術センター | 研究活動の不正行為防止に関する要綱（要綱の内容は各試験研究機関において全く同じである） |
| 置賜試験場 | |
| 庄内試験場 | |
| 森林研究研修センター | 研究活動の不正行為への対応及び研究費の不正使用防止等に関する要領 |
| 環境科学研究センター | 競争的資金への応募(応募しているが採用実績が)なく規定なし |
| 衛生研究所 | |
| 高度技術研究開発センター | |
| 水産研究所 | |

農業総合研究センターを含む 10 の試験研究機関が規定している「競争的資金等の不正使用防止等に関する要領」第 19 条及び別に定められた「競争的資金等内部監査実施基準」では以下のとおり定められている。

【競争的資金等の不正使用防止等に関する要領 第 19 条】

第 6 章 監査

(内部監査)

第 19 条 競争的資金等の適正な運営・管理を確保するため、最高管理責任者が指名するセンターの研究者等による内部監査を実施する。

山形県農業総合研究センター競争的資金等内部監査実施基準

(目的)

第1条 この基準は、「山形県農業総合研究センターにおける競争的資金の不正使用防止等に関する要領」（以下「要領」という。）第19条の規定に基づき、山形県農業総合研究センター（以下「センター」という。）における競争的資金等の内部監査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、「競争的資金等」とは、国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(内部監査員)

第3条 内部監査員は2人以上とし、事務職員及び各部長・研究所長のうちから最高管理責任者が指名する。

(内部監査の対象課題)

第4条 内部監査の対象課題は、第2条に規定する研究資金を使用する全ての試験研究課題とする。

(内部監査の実施)

第5条 内部監査員は、試験研究課題が終了したとき又は試験研究課題の一会計年度が終了したときは、次の各号について内部監査を実施しなければならない。

- (1) 収支簿又は支払調書に基づく証拠書類の確認
- (2) 契約及び支払い状況の確認
- (3) 購入物品等の利用状況等の確認
- (4) 研究計画と競争的資金等の執行状況
- (5) その他、最高管理責任者が必要と認める事項

2 内部監査員は、内部監査の実施にあたって、要領第8条に定める不正使用防止計画推進班との連携を強化し、不正発生要因に応じた監査計画を立案するとともに、隨時見直しを行なながら、効率的で適正な内部監査に努めるものとする。

3 内部監査員は、万一の不正発生時の影響度や不正発生の可能性の高さを把握し、重点的かつ恒常的な不正発生予防対策を図るためのリスクアプローチ監査を適宜実施する。

これらの規定によると、競争的資金を使用するすべての試験研究課題は、内部監査員を指名のうえ、当該内部監査員は対象となる事項について内部監査を実施することが求められているが、農業総合研究センターを含む10の試験研究機関は内部監査を実施していなかった。

ヒアリングによると当該内部監査の規定は、各省庁等が定めるガイドラインを参考に作成されており、法で順守が求められるものではないことから、業務コストの観点から内部監査を実施していないとのことであった。

業務コストを踏まえ実施できないような規定を定めること自体が誤っており、規定に基づく内部監査を実施する又は運用が可能な形に要領等を改定されたい。

なお、工業技術センターを含む3つの試験研究機関については、内部監査を実施しているとのことであったが、その点については工業技術センターの監査の結果に記載する。

イ 試験研究計画の重複防止【意見】

一部の研究について、他県で既に実施されている内容と重複していたり、過去の試験研究と同じような研究を実施しているケースがあるとのことであった。もちろん、同じ研究であっても時代や季節や環境等が違うことで研究の必要性は生じる場合はあると思われる。

しかし、このような重複する研究は、一般的には非効率的な資源利用であり、新たな知識の蓄積という観点からも、非合理的である。また、結果として、重複した研究を実施するなど必要性の低い研究が多くなれば、県民からの信頼低下などの問題を引き起こす恐れがある。そのため、当県他県を問わず過去の研究成果については、その内容をしっかりと理解し、重複が生じないよう事前に検討し、重複が生じた場合には、重複が生じてもなおその研究成果が県の財産となるといえる必要があると考える。

現在、研究の事前評価においてそのような過去の研究との重複についての記載を求めてはいないが、既に研究成果があるものの改めて当県で実施する研究なのか、従前に例がなく独自に行う研究なのかがわかるよう研究計画書に記載するなど、研究の事前評価にも活用できるような取組みが必要であると思料する。

ウ 試験研究機関同士の連携体制の見直し【意見】

各種ヒアリングにより、一部の研究活動を除いて、研究計画の段階からの連携が不足しているという意見があった。

試験研究機関の研究職員はそれぞれの専門課程を経た職員であり、採用カテゴリー やキャリアプランもそれぞれの専門課程で異なっていることもあり、農林水産・工業・環境・医療など組織縦割りとなっている。その状況を踏まえて現状の試験研究にかかる予算要求は、各試験研究機関が所管課を通して産業技術イノベーション課にて部局横断調整を行い、試験研究予算の選択と集中を図る構造となっている。

しかし、研究テーマの決定・調整は基本的に縦割りとなっており、試験研究機関同士の情報共有や連携する機会に乏しく、類似テーマや研究内容、新たに購入予定の設備等に対して重複した予算配分をするリスクが高まっているとの意見も聞かれた。

そのような中でも試験研究機関同士の連携の例として、工業技術センター（食品加工部門）と農業総合研究センター（食品加工部門）とは食品加工、水田農業研究所とは日本酒醸造に関連する事例などはある。

試験研究が望まれる課題は単純なものもあれば複雑多岐にわたるものもあることから、課題解決に向けて試験研究を進めていくためには、それぞれの専門性を超えて取り組むことが必要なケースもあると思われる。

試験研究機関には多様な専門性を持った人材がいるため、それぞれの知見を掛け合わせることで、新たな研究開発の推進、企業ニーズに対応したサービス提供、技術支援ができるよう、横のつながりをより意識できるような機会を作ることが必要であると考える。

その際、研究予算の部局横断調整を実行する産業技術イノベーション課としては、試験研究機関間での連携や情報共有の取組みを評価軸として位置付け、それを基に予算の配分を行う制度を検討することも有効ではないかと思料する。

② 環境科学研究センター

ア 1者随意契約とする理由の説明が不十分【指摘】

令和5年3月8日に起案された空調設備室内機部品交換の支出伺に付随する「1者随意契約理由書」によれば、「(略)、漏洩点検を実施し、空調設備点検も行い所内の設備に精通している業者Aと1者随意契約を行うものである。」との記載があった。点検をしている業者が所内設備に関して精通しているという記載は適切であると考えられるが、機器の部品交換が可能な業者は県内において複数ある。加えて契約金額も約40万円と高額である。従って、「公正性の確保」「経済性の確保」の観点から1者随意契約とする理由としては十分ではない。

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、1者随意契約とする理由が客観的に合理的と判断されるような記載がなされるよう見直しが必要である。

なお、当該事案以外にも1者のみの随意契約とする合理的理由となっていない事案を確認しており、改めて随意契約の必要性とその理由について検討されたい。

イ 特殊勤務実績簿の不正確な決裁押印手続き【指摘】

特殊勤務実績簿のうち、「有毒ガス発生を伴う作業従事職員特殊勤務実績簿」を査閲したところ、決裁欄にある「所長」の枠内に副所長印が押印されているケースが散見された。所長不在に伴う代理印とのことであるが、「代理」である旨の記載がないことから代理印を押印する場合には、「代理」である旨がわかるように印字周辺に「代」と記載する等の対応を実施されたい。

ウ 物品の借用延滞【指摘】

備品・物品の現物調査を実施したところ、倉庫内に電動ミニカーを発見した。当該物品は、株式会社モンテディオ山形から借用を受けたものであり、借用申請書によれば、令和3年6月27日における山形県環境科学研究センターのイベント及び環境学習に供するため、令和3年5月27日～令和3年8月31日を借用期間として借用している。

一方で、借用期間の超過に際して株式会社モンテディオ山形と協議し、9月1日以降もイベント及び環境学習に使用するために無償で貸し出しを受けることを口頭により合意していたとのことである。ただしその合意内容は文書化されていない。

使用実績としては、令和3年6月27日、令和4年6月26日のイベントや環境学習に使用しているものの、使用頻度は低く、第2車庫に保管されたままの状態にある。

借用申請書の借用期限から2年を超過し、その後の無償貸し出しに関して、合意内容の文書化がなされていないことから、その責任関係があいまいな状況である。

さらに、返還に関する協議もなされず物品はほぼ使用されることなく倉庫に保管されたままであることを踏まえると、このままの状況ではさらに長い年月を保管することになる恐れもある。

この場合、時の経過に伴いバッテリーの不具合を含む故障やあいまいな責任関係のなかで想定しない損失負担が生じる可能性もあることから早急に返却すべきである。



第2車庫内で発見した未返却の電動ミニカー（8月1日監査人撮影）

エ 入札辞退理由の文書化による実効性ある競争入札の実施【意見】

当施設の令和4年度大気自動測定器保守点検業務委託契約は、指名業者選定審査手続きを経て、3者に対し指名競争入札の執行（入札日：3月22日）に関する通知が発出されたが、3者のうち2者が入札を辞退し、入札参加者の最低入札価格が予定価格を上回り、入札不調となった。

当該委託業務は、常時動作する測定器が対象であり、4月1日から業務が発生するため、改めて競争入札を実施する時間的余裕がないために不落随意契約に移行したものである。

入札辞退した2者から提出された入札辞退届には、いずれも「都合による辞退」との記載のみで、その具体的な理由（例えば、金額、人員不足、仕様書要件など）は把握できない。そのため後日入札担当者から辞退者に対して具体的な辞退理由についてのヒアリングを実施しているものの、ヒアリングを実施した事実やヒアリングの結果得られた情報等については、特段文書として保管されてはいなかった。

辞退者に対してその具体的な理由をヒアリングすることは、次回以降の辞退者を減らし、競争性の確保及び選定の経済性等を追求するための取組みに活かすことが可能になるものと考えられることから、少なくともヒアリングの事実及びそれによって得られた情報については文書化し、保管しておくことが望ましい。

③ 衛生研究所
意見及び指摘事項ともに該当なし

④ 工業技術センター

ア 研究室の天井からの水漏れ【指摘】

本館4階の蛍光X線分析室にて天井から水漏れが生じている事案が発見された。当研究室には試験研究用備品として精密機器も多く保管されていることから、速やかに対処し、資産の保全に務める必要がある。



本館4階の蛍光X線分析室 天井からの水漏れ（8月1日監査人撮影）

イ 毒物及び劇物受扱記録の不備【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受扱簿に受扱記録がつけられていなかった。この点、化学物質管理要綱上は、購入・使用・廃棄に際し、日付とともにその量を記録すると規定されており、規則に反している。

「化学物質管理要綱」より抜粋

5. 管理化学物質の取扱い

(6) 管理化学物質を取扱う者は、購入・使用・廃棄に際しては、日付とともにその量を記録する。ただし、毒物以外の管理化学物質の使用にあつては、容器の数量をもって、その量を記録することができる。

当施設における毒物及び劇物の在庫管理は、個々の毒劇物について、その残量を「危険物在庫一覧」として、エクセルファイルにより管理している。この危険物在庫一覧は、毒劇物の使用者が使用の都度、エクセルファイルへアクセスし残量データの更新を行うという運用になっているため、当該データから得られるのは、ある一定時点でどの化学物質がどれだけ在庫として残っているのかという情報のみである。

毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物の受扱記録による管理は非常に重要である。

以上より、化学物質管理要綱の規定通り毒物及び劇物に関する受扱記録をつけるよう是正されたい。

ウ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物保管庫の鍵について、使用簿に付属して劇物保管棚に掛けて保管されており、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。

この点、当施設においては、毒劇物の管理に関する「化学物質管理要綱」を定めているが、毒劇物保管庫の鍵の使用及び保管については当該管理要綱において特に定められていない。

なお、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達（平成30年7月24日付け薬生薬審発0724第1号）においては以下のとおり記載されている。

毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

2. かぎの管理について

（4）毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにすること。また、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。

毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物保管庫の鍵の管理は非常に重要である。

従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを構築すべきである。

エ 備品台帳と現物保管場所の相違【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下の備品について備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されていた。

【該当備品詳細】

| 物品番号 | 品名 | 取得日 | 取得価額 |
|------------|-------|-----------|------------|
| 1000002297 | 成分分析計 | H12.11.15 | 1,247,400円 |

本備品は、本館4階食品成分検査室1に保管されているはずであるが、直前まで使用していた研究者により異なる場所に移動されていた。

試験研究機関における備品は研究課題や研究職員と紐づくものも多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合等において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。

オ 備品標示票の未貼付【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下3点について備品標示票が未貼付であった。山形県財務規則第155条をみると、以下の通り表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。

【該当備品詳細】

| 物品番号 | 品名 | 取得日 | 取得価額 |
|------------|-----------------|-------------|----------------|
| 1001002989 | 蛍光 X 線分析装置 | H13. 11. 28 | 14, 994, 000 円 |
| 1008002396 | 電子プローブマイクロアナライザ | H21. 1. 29 | 35, 490, 000 円 |
| 1022004493 | 輪郭形状・表面粗さ測定器 | R5. 2. 10 | 8, 910, 000 円 |

山形県財務規則第 155 条

会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第 114 号）をもつて標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもつてこれに替えることができる。

備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。

従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的に実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。

カ 競争的資金に係る規定の見直し【意見】

「工業技術センターにおける研究活動の不正行為防止に関する要綱」において、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づく監査の際に、競争的資金が監査対象に含まれることとなっている。

この点について、競争的資金の内部監査実施状況を監査委員事務局に確認したところ、通常の監査委員監査は実施されているが、当該要綱について承知しておらず、競争的資金に係る特別な監査手続きは実施していないとのことであった。

従って、形式的には要綱に従い内部監査は実施されているものの、実質的には監査委員監査が実施されているのみであり、当該要綱の運用に不備がある。加えて、監査委員事務局が承知していないなかで、外形上競争的資金の内部監査という義務と責任を監査委員に負わせていることからすると、要綱の作成手続きに問題があったものと考える。

一方で、実質的に競争的資金の不正使用を監査するという観点からは必ずしも監査手続きを増やせばよいものではないことから、監査リスクと監査コストを踏まえてあるべき監査手続きについて検討するとともに、要綱についても見直されたい。

(内部監査)

第 7 条 競争的資金の適正な運営・管理のため、内部監査を実施する。

2 内部監査の実施体制は、競争的資金が公務の一環で執行されることを鑑み、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づく監査等とする。

3 最高管理責任者は、関係機関からの検査及び監査に協力するものとする。

- 4 内部監査に係る事務は、総務課が所掌する。
- 5 内部監査の対象は、競争的資金により行われた前年度又は今年度の研究活動とする。
- 6 内部監査は、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究担当者からのヒアリング等により行うものとする。

⑤ 置賜試験場

ア 毒物及び劇物受扱記録の不備【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受扱簿に受扱記録がつけられていなかった。この点、化学物質管理要綱上は、購入・使用・廃棄に際し、日付とともにその量を記録すると規定されており、規則に反している。

「化学物質管理要綱」より抜粋

5. 管理化学物質の取扱い

(6) 管理化学物質を取扱う者は、購入・使用・廃棄に際しては、日付とともにその量を記録する。ただし、毒物以外の管理化学物質の使用にあつては、容器の数量をもって、その量を記録することができる。

当施設における毒物及び劇物の在庫管理は、個々の毒劇物について、その残量を「危険物在庫一覧」として、エクセルファイルにより管理している。この危険物在庫一覧は、毒劇物の使用者が使用の都度、エクセルファイルへアクセスし残量データの更新を行うという運用になっているため、当該データから得られるのは、ある一定時点でどの化学物質がどれだけ在庫として残っているのかという情報のみである。

また、当施設の現地調査時（9月4日）、毒物及び劇物の管理状況を確認するとともに、保管在庫の中からサンプルを抽出し、実際の在庫量と危険物在庫一覧上の在庫量との照合を実施したところ、不一致となっている品目が散見された。

毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物の受扱記録による管理は非常に重要である。

以上より、化学物質管理要綱の規定通り毒物及び劇物に関する受扱記録をつけるよう是正されたい。

イ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設の繊維製品試験室1に設置してある毒劇物保管庫の鍵について、当該毒劇物保管庫の下に設置されている未施錠の机の引き出しに保管されており、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。

この点、当施設においては、毒劇物の管理に関する「化学物質管理要綱」を定めているが、毒劇物保管庫の鍵の使用及び保管については当該管理要綱において特に定められていない。

なお、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達（平成30年7月24日付け薬生薬審発 0724 第1号）においては以下のとおり記載されている。

毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

2. カギの管理について

(4) 毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がカギを入手及び使用できないようにすること。また、カギの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。

毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物保管庫の鍵の管理は非常に重要である。

従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを構築すべきである。

ウ 物品台帳と現物保管場所の相違【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下の備品についての備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されている備品があった。

【該当備品詳細】

| 物品番号 | 品名 | 取得日 | 取得価額 |
|------------|-------------|-------------|---------------|
| 1022004647 | 近赤外領域観察システム | R05. 03. 30 | 1, 977, 800 円 |
| 1018004129 | 直流電源装置 | H31. 02. 18 | 205, 524 円 |
| 1019001585 | 真空プレス機 | R02. 01. 17 | 473, 000 円 |
| 1998001855 | 織物圧縮試験機 | H10. 12. 08 | 3, 874, 500 円 |

試験研究機関における備品は研究課題や研究職員と紐づくものも多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合等において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。

エ 備品標示票の未貼付【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下2点について備品標示票が未貼付であった。山形県財務規則第155条をみると、以下の通り表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。

【該当備品詳細】

| 物品番号 | 品名 | 取得日 | 取得価額 |
|------------|-------------|-------------|---------------|
| 1976000266 | 空調機 | S51. 09. 30 | 1, 080, 245 円 |
| 1021001714 | 加速度計測解析システム | R04. 02. 09 | 8, 305, 000 円 |

山形県財務規則第155条

会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第114号）をもつて標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもつてこれに替えることができる。

備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。

従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的に実施する

備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。

才 未使用備品の計画的な廃棄【意見】

備品及び物品の利用状況について確認したところ、当施設において現在管理されている備品 242 のうち、廃棄予定又は廃棄希望として現在使用していない備品がそれぞれのエリアでその数 55、全体の 22.7% が未使用となっていることがわかった。

これらの備品及び物品は、他の研究機関での利用や外部への払い下げ等資産の有効活用策が見込まれないものである。したがって、廃棄するしか処分方法はないが、廃棄予算がないことを踏まえ、まずは営繕修繕同様計画的な廃棄計画を立てるべきである。

なお、廃棄されるまでは未使用であっても備品としてカウントされるため、通常備品同様、固定資産実査等も行う必要がある。

未使用備品に関する管理は直前まで利用していた部門での管理となり、多くは研究員が管理することになるが、未使用備品が多量になると、管理に要する時間や保管場所も一定程度必要になり、本来の研究に費やす時間に影響を及ぼしかねない。

そのため、このような未使用備品のうち、移動可能なものについては 1 つの場所に物理的に移動し、廃棄予算がつくまでの間、総務等管理部門にて一括管理し、研究員にはその分、本来の研究に時間を充ててもらう等未使用備品の効率的な管理に関する検討されたい。

⑥ 庄内試験場

ア 毒物及び劇物受扱記録の不備【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受扱簿に受扱記録がつけられていなかった。この点、化学物質管理要綱上は、購入・使用・廃棄に際し、日付とともにその量を記録すると規定されており、規則に反している。

「化学物質管理要綱」より抜粋

5. 管理化学物質の取扱い

(6) 管理化学物質を取扱う者は、購入・使用・廃棄に際しては、日付とともにその量を記録する。ただし、毒物以外の管理化学物質の使用にあっては、容器の数量をもって、その量を記録することができる。

加えて、在庫数量管理もしていない現状の取扱いでは、正しい在庫数の把握は困難な状況であり、盗難や紛失等重大インシデントが生じた際、速やかに把握・対応することが難しくなる。

以上より、毒物及び劇物に関する受扱記録をつけるよう是正されたい。なお、毒物及び劇物の中には最後に使用してから年月が経過している使用頻度の極めて低い薬品も見受けられた。これらについては管理コスト及び紛失や盗難、容器破損等のリスク低減の観点から廃棄処分の要否についても併せて検討されたい。

イ 備品標示票の未貼付【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下5点について備品標示票が未貼付であった。山形県財務規則第155条をみると、以下の通り表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。

【該当備品詳細】

| 備品番号 | 名称 |
|------------|--------------------|
| 1011001877 | 植物ポリフェノール含有素材の開発 |
| 1016003949 | 食品用超微細粉碎装置 |
| 1973000860 | 木材水分計 |
| 1006003461 | 乗用貨物自動車（バン） |
| 1014001103 | 自動車（ステーションワゴン 2WD） |

山形県財務規則第155条

会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第114号）をもつて標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもつてこれに替えることができる。

備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。

従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的に実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。

ウ 使用頻度の低い貸付物品【意見】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下の備品2点について備品台帳に計上されていなかった。

【該当備品詳細】

| 備品番号 | 名称 |
|------------|------------------------|
| 1009004623 | ガスクロマトグラフ質量分析計 |
| 1009003751 | Agilent GC/MS用定量分析システム |

ヒアリングした結果、当該2物品は「平成21年度地域科学技術振興事業都市エリア産学官連携促進事業（文部科学省）」で事業の際に導入し、事業後に国から無償貸付を受けている物品であった。これらの物品は、文部科学省発出の物品貸付承認通知書に記載された貸付条件に従って管理されることが求められるものであるため、県の管理備品としての備品一覧表から除外されているものである。

これらの物品は、将来国に返還するなどの手続きが必要になるが、国に返還する際には機器が利用できる状態で返還する必要がある。ただし、既に購入から10年以上経過しており、仮に交換部品が無くなるなど修理ができなくなれば修理不能品として現況のまま国に返還することが可能である。従って、国への返還が部品交換可能なタイミングであれば県はこれらの物品の修繕義務を負い、国への返還が部品交換不能なタイミングであれば現況引き渡しとして返還すれば足りることから、国に返還せず部品交換が不能になるまで保有しておくことが県にとって有利である。

一方で、これらの物品の使用状況について管理簿を閲覧したところ、令和5年度は利用実績があったものの、令和3年度及び令和4年度は一度も利用されていなかった。これらの物品は利用頻度が著しく低いと認められるが、このままの状況で修理不能品となるまで保管しておくことが合理的であるとは思われない。

万が一、県として当該2物品が不要と判断された場合、返納により他県で利活用できるなど効率的な運用ができることも考えられるため、まずはこれらの物品について、今後の県での需要や機器の状態を把握した上で利用方針を検討することが望まれる。

エ 高額かつ換金性の高い小型備品管理方法の見直し【意見】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、高額かつ換金可能性の高い小型備品についても、通常の備品と同様の管理手法となっていた。

本施設は分析用白金器具として白金ルツボ（物品番号1990005272、物品番号1990005273）を保有しており、当該備品は縦横高さ3.5cm程度の大きさでかつ

時価額は約 180,000 円と、高額かつ換金可能性の高い小型備品である。加えて当該備品は近年使用実績がない状態である。こういった備品は一般的に盗難の可能性が高く、セキュリティが高い場所への保管や追跡タグをつけるなど、厳格な管理体制の構築を検討することが望まれる。

⑦ 高度技術研究開発センター
意見及び指摘事項ともに該当なし

⑧ 農業総合研究センター

ア 競争的資金等不正使用防止計画に定める対策に即していない検収【指摘】

「山形県農業総合研究センターにおける競争的資金等不正使用防止計画（以下、「本計画」という。）によれば、「物品の購入等にあたっては、発注は基本的に事務職員が行い、検収については、原則として購入する職員より上位の職員2名（事務職員含む）が行う。」旨が記載されている。

この点、競争的資金等を財源とした物品購入一覧を査閲したところ、全件研究者によって発注されていた。

また、以下の支出票番号の一般需用費取引に関しては、検収者のうち、1名が発注者（購入する職員）と同位の職員であった。

これらの検収は、本計画に反しており、是正するよう対応されたい。

【該当取引の支出票番号】

- ・ 0635101
- ・ 0880101
- ・ 0881101

なお、本計画に従った運用が難しいということであれば、不正リスクを踏まえ、必要十分な内部牽制が可能となるよう本計画の見直しを検討すべきである。

イ 会計事務の手引に即していない一般需用費の検収【指摘】

会計事務の手引（第4章支出 P16）によれば、「物品購入の履行確認については、担当者とは別の者が行うこととし、より上位の職位の者による確認を行うことで、確実に内部牽制機能が働くようにすること。」と規定されている。この点、以下の支出票番号の一般需用費取引に関しては、検収者2名がいずれも発注担当者よりも下位の職員であり、内部牽制機能の確実な発揮が阻害されている状況であった。

【該当取引の支出票番号】

| | |
|---------|-----------|
| 0454101 | 0729101 |
| 0420101 | 0702101 |
| 0365101 | 0678101 |
| 0344101 | 0645101 |
| 0569101 | 0828101 等 |
| 0495101 | |

については、県の会計事務の手引に即して速やかな是正が求められる。ただし、監査人が確認した取引は、定期購読物の購入に関するものであり、発注担当者は副所長兼研究企画部長であった。この場合、発注担当者の上位者は所長のみとなり、所長決裁が必要となるが、取引内容からするとむしろ本発注業務を下位者に権限移譲すべきである。従って、検収手続きを是正するに際しては、単に会計事務に即して判断するより、当該発注行為の担当を見直すなど業務フローの変更を含めて検討されたい。

ウ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設の食品試料調整室、稻作生理生態実験室、作物調査室に設置してある毒劇物保管庫の鍵については、無造作に室内の机の引き出しに保管されているなど職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。

この点、毒劇物保管庫の鍵の管理については、山形県農業総合研究センターにおける毒物及び劇物管理要領第3の3（3）において、「保管庫の鍵は、使用責任者が管理するものとする。」こととなっており、要領に反した運用となっている。

また、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達（平成30年7月24日付け薬生薬審発 0724 第1号）においても鍵の管理について以下のとおり記載されている。

毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

2. かぎの管理について

（4）毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにすること。また、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。

毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物保管庫の鍵の管理は非常に重要である。

従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを構築すべきである。

エ 毒物及び劇物の重量管理の見直し【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物の残量管理について、重量管理がされているものと数量管理がされているものとで、品目ごとに管理レベルに差が見られた。

当施設の現地調査時（7月31日）、毒物及び劇物の管理状況を確認するとともに、保管在庫の中からサンプルを抽出し、実際の在庫量と帳簿記録（毒劇物受払簿）を確かめた。

その結果、抽出したサンプルのうち、水酸化ナトリウム（劇物）については残量管理（g）がされていたものの、過酸化水素（劇物）については数量管理（容器の本数）にとどまっていた。たとえば、数量管理されている過酸化水素（内容量500ml）については、現地調査時の帳簿残高は「1本」と記録されているが、この管理方法の場合、未開封のものがそのまま残っていても帳簿上の残量「1本」であるし、開封後一部使用した場合でも帳簿上の残量は「1本」となり、残量管理の意味を成していない。

この点、山形県農業総合研究センターにおける毒物及び劇物管理要領第3の4において、「使用責任者は、毒劇物の受払を行ったときには、その内容を毒劇物受払簿（別記様式1号）に記載するものとし、使用状況及び保管状況を隨時点検するものとする。」との記載があり、別紙様式の注釈において、「1容量は、1本当たりの容量（cc、ml、リットル、g）を記入し、（略）」と指示されているため、帳簿残高を「1本」とすることは適切ではないと考えられる。

従って、毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盜難や紛失、不正使用防止の観点から、可能な限り重量管理していくことを検討されたい。

また、管理レベルに差を設けるのであれば、その旨を「山形県農業総合研究センターにおける毒物及び劇物管理要領」に明記することを検討されたい。

オ 備品標示票の不備【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下4点について備品標示票が未貼付であった。山形県財務規則第155条をみると、以下の通り表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。

【該当備品詳細】

| 物品番号 | 品名 | 取得日 | 取得価額 |
|------------|-------------|------------|------------|
| 1997004163 | 小型除雪車 | 平成9年11月21日 | 5,502,000円 |
| 1021001812 | 水稻用乾燥機 | 令和4年2月15日 | 3,022,993円 |
| 1983001372 | ブラベンダーテストミル | 昭和58年9月21日 | 3,491,700円 |
| 1016006385 | 種子用コンバイン | 平成28年8月29日 | 2,030,400円 |

また、以下の備品については、古いタイプの備品標示票が貼付されており、備品台帳上の物品番号とリンクしていない又は物品番号の印字が薄くなり見えない状態となっていた。

【該当備品詳細】

| 物品番号 | 品名 | 取得日 | 取得価額 |
|------------|-----------|-----------|------------|
| 1993010305 | サンプル粉碎機 | 平成6年2月4日 | 3,543,406円 |
| 1993010315 | 穀物粘度特性測定器 | 平成6年2月22日 | 3,819,240円 |

山形県財務規則によれば、備品標示票の貼付について次のように規定されている。

「山形県財務規則」より抜粋
(備品の標示)

第155条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第114号）をもつて標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもつてこれに替えることができる。

様式第114号（備品標示票）

| | |
|-----------|----|
| 備 品 標 示 票 | |
| 物品番号 | 枝番 |
| 品名 | |
| 規格 | |

備考 用紙の寸法は、おおむね縦3.5センチメートル、横6.5センチメートルとすること。

備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。

従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的に実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。

また、古いタイプの備品標示票が貼付されており、備品台帳上の物品番号とリンクしていないものや物品番号の印字が薄くなり見えない状態となっているものについては、物品番号を追記する、若しくは現行の備品標示票に更新することにより定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。

⑨ 園芸農業研究所

ア 生産物受払収入における価格設定の見直し【指摘】

生産物受払収入とは、研究所で生じた副産物の内外への売却に伴い生じる収入であるが、園芸農業研究所の場合、主に果樹、花き、野菜が売却対象となり、売却時の単価設定に関しては、あくまでも副産物という扱いであり、品質が不揃いであること等を背景に、市況に基づき基準値を設定しつつも、当該基準値に係数を乗じ、市況よりも安価で販売しているところである。

この点、園芸農業研究所生産物売払い事務取扱要領によれば、「売却する生産物の価格は、近隣小売店等の価格を参考に別途品質に応じた価格係数を乗じて所長が決定する。」と記載されているが、スモモやアンデスマロン、スイカ等生産品の基準値について、近隣小売店ではなく、卸売市場の最安値を採用しているケースが散見された。そもそも、卸売価格は一般的に小売価格よりも低価であり、そのような卸売価格のさらに最安値を基準値とした場合、別途品質に応じた価格係数を乗じることも考えると、必要以上に価格補正がかけられているといえる。

また、平成17年度に実施された山形県包括外部監査の報告書「県が設置している試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」においても同様に、単価算出の基本的な考え方や係数の根拠等についての見直しについて指摘がなされており、指摘に対する対応が十分でないと考えられる。

については、価格設定にあたっては、園芸農業研究所生産物売払い事務取扱要領に即し、近隣小売店等の価格を参考に設定されたい。

園芸農業研究所生産物売払い事務取扱要領（抜粋）

5 生産物の価格設定

売却する生産物の価格は、近隣小売店等の価格を参考に別途品質に応じた価格係数を乗じて所長が決定する。

イ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設のほ場内に設置してある毒劇物保管庫の鍵について、果樹機械・資材格納庫の壁面にぶら下げて放置されている状態であり、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。

この点、毒劇物保管庫の鍵の管理については、園芸農業研究所における毒物及び劇物管理要領に以下のような定めがあるが、要領に反した運用となっている。

3 取扱主任者の配置

（3）取扱主任者は、保管戸棚等の鍵を責任をもって管理するとともに、常に受払いの状況を点検し、現在量の把握に努める。

毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物保管庫の鍵の管理は非常に重要である。

従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを策定する必要がある。

また、当施設では保管室の鍵と保管庫の鍵が同一のキーホルダーにセットで保管されているが、不正使用等を容易になし得るリスク、同時に紛失してしまうリスク等を軽減するために、それぞれの鍵は別に管理することを検討されたい。

ウ 備品標示票の不備【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下4点について備品標示票が未貼付であった。山形県財務規則第155条をみると、以下の通り表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。

【該当備品詳細】

| 物品番号 | 品名 | 取得日 | 取得価額 |
|------------|-----------------|-------------|-------------|
| 1004000240 | ホットプレート | R2. 03. 27 | 86,900 円 |
| 1998000451 | 自動ケルダール蒸留滴定計算装置 | H10. 11. 12 | 3,202,500 円 |
| 1007000232 | 業務用冷蔵庫 | H19. 03. 23 | 248,850 円 |
| 1003000310 | 分光光度計 | H15. 10. 27 | 1,197,000 円 |

加えて、備品に貼付されている備品標示票（物品番号 1-019-001560）について、印刷不備により内容の一部が記載されていなかった。



見切れている備品標示票（9月8日監査人撮影）

この点、山形県財務規則第155条をみると、以下の通り表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。

「山形県財務規則」より抜粋

(備品の標示)

第 155 条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第 114 号）をもつて標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもつてこれに替えることができる。

様式第 114 号（備品標示票）

| | | |
|------|--|-----------|
| AAA | | 備 品 標 示 票 |
| 物品番号 | | 枝番 |
| 品名 | | |
| 規格 | | |

備考 用紙の寸法は、おおむね縦3.5センチメートル、横6.5センチメートルとすること。

備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。

従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、印刷不備により様式第内容の一部が表示されていない備品については適正な備品標示票を貼るよう是正されたい。

また、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的に実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。

エ 限定期的な生産物の売却先【意見】

生産物の売扱先に関して、研究所職員、近隣の公所等ごく限られた先にのみ販売している状況である。理由としては、当施設の生産物はあくまでも研究副産物であり、売扱先から品質面への理解が得られるかという点、また購入希望者の募集から販売、調査といった事務手続が煩雑となることなどから、幅広く生産物を提供するような取組はしていない。

現状のように、売扱い先が限定されている場合には供給過多になった場合には売却先がすべて購入できないなどの理由で、廃棄が生じるなどの可能性がある。従って、販売可能な商品は可能な限り販売されるよう出荷先の多様化を図る必要がある。

一方で、園芸研究所がその組織や業務の知名度を高め、試験研究機関としての存在価値を県民に理解するために、生産物を活用するなどの対策をとも検討の余地があると思われる。

例えば、高等学校などの教育機関に生産物を提供し新商品開発に役立ててもらうことや、研究所参観など研究所を住民開放する際に生産物を販売するなど、提供先の多様化を図り、生産物を通じて園芸研究所の理解醸成に役立てることは可能である。

従って、生産物の売払いは、県予算の補填などのための収益確保の観点を踏まえつつ、その生産物を広く県民に理解されるようなツールとして積極的に活用するよう検討されたい。

⑩ 水田農業研究所

ア 毒物及び劇物管理規程の未整備【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設では、農薬及び毒物、劇物を使用・保管しており、農薬については、「農業総合研究センター水田農業研究所農薬管理及び適正使用要領」に沿って管理・使用しているが、毒物及び劇物については、関連する規程が存在しないため、属人的な取り扱いが生じていた。

他方で、農業総合研究センター本所や園芸農業研究所においては「毒物及び劇物管理要領」が定められているところであり、農業総合研究センター所管の試験研究所間で異なる取扱いがなされていることから、人事異動等が生じた際に、混乱が生じる可能性も考えられる。

この点、国による通知「毒劇物危害防止規定について」（昭和五十年十一月六日薬安第八十号 薬監第百三十四号）では、毒劇物危害防止規定について、「毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、以って毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とした、事業者の自主的な規範」であり、毒物劇物輸入・製造・販売業者及び業務上取扱者の事業所ごとに毒劇物危害防止規定を作成することが奨励されている。

従って、国による通知を踏まえて、当施設における毒物及び劇物に関する規程を速やかに整備するとともに、毒物及び劇物を使用する可能性のある農業総合研究センター内の研究所と同様の毒物及び劇物管理の規程を整備するよう検討されたい。

イ 毒物及び劇物表示義務違反【指摘】

毒物及び劇物取締法第12条第3項によると、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。」と規定されているが、毒物及び劇物が保管されている土壤物理実験室には、入口の扉に「医薬用外劇物」という表示はみられるものの、「医薬用外毒物」の表示はみられなかった。

毒物及び劇物取締法 第12条第3項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。



従って、現状法令違反の状況であり、速やかに是正されたい。

ウ 毒物及び劇物受扱記録の不存在【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受扱記録簿が存在せず、在庫状況は毎年12月に実施する実地棚卸でのみ把握している状況であった。この点、毒物及び劇物管理規程のある農業総合研究センター本所や園芸農業研究所においては、「毒劇物を使用したときには、その内容を毒劇物使用簿に記載するとともに、使用責任者は使用状況及び保管状況を隨時点検するものとする。」ものと規定されており、農業総合研究センター内の他試験場と取扱いが異なる状況である。

また現状の取扱いでは、正しい在庫数の把握は困難な状況であり、盗難や紛失等重大インシデントが生じた際、速やかに把握・対応することが難しく、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達（平成30年7月24日付け薬生薬審発0724第1号）「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」の「3. 在庫管理について（1）」に即していない。

薬生薬審発0724第1号

毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

3 在庫管理について

毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができる、より適切な在庫管理の実施につながる。また、毒物及び劇物の盗難、紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、以下の措置を講じること。

(1) 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。

以上より、毒物及び劇物に関する受払について記録を残すよう是正されたい。

エ 備品台帳への未登録【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、ロビー配置で使用中の備品（SANYO インキュベーター）及び倉庫に保管されている農機具（丸山 MKF-A445VE）について備品登録がなされていなかった。この点、平成 25 年 6 月 18 日付け会計第 213 号「物品の管理事務について（通知）」によれば、備品現物と備品台帳の照合確認は毎年 8 月末日までに実施し、備品管理担当者は照合確認が完了した場合、その結果を照合確認結果により速やかに物品管理者に報告することとあり、当該通知に反している。

備品登録の漏れは、盗難や紛失のリスクが生じることに加え、適切な備品使用の妨げとなる恐れが生じる。

従って、会計事務の手引及び平成 25 年 6 月 18 日付け会計第 213 号「物品の管理事務について（通知）」に基づき、備品台帳管理を適切に実施されるよう是正されたい。

オ 備品台帳登録の不備【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下の備品について、2006 年に備品登録され現在は廃棄処理済であるが、備品台帳に記録が残ったままになっている。この点、平成 25 年 6 月 18 日付け会計第 213 号「物品の管理事務について（通知）」によれば、備品現物と備品台帳の照合確認は毎年 8 月末日までに実施し、備品管理担当者は照合確認が完了した場合、その結果を照合確認結果により速やかに物品管理者に報告することとあり、規則通りの適正な事務手続きが実施されていない。

【廃棄処理漏れの備品詳細】

| 備品番号 | 名称 |
|------------|-----------|
| 1006000437 | 丸山 MKF345 |

会計事務の手引及び平成 25 年 6 月 18 日付け会計第 213 号「物品の管理事務について（通知）」に基づき、備品台帳管理を適切に実施されるよう是正されたい。

カ 備品台帳と現物保管場所の相違【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下の備品についての備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されている備品があった。

【該当備品詳細と保管場所の正誤表】

| 物品番号 | 品名 | 誤 | 正 |
|------|----|---|---|
|------|----|---|---|

| | | | |
|------------|---------|---------|-------|
| 1986000266 | 生物顕微鏡 | 電顕室 | 培養室 |
| 1999000512 | 蒸留水製造装置 | 化学実験室 | 天秤室 |
| 1990000886 | サンプル乾燥機 | 作物合同実験室 | 廊下 |
| 1990000887 | 稔実歩合測定器 | 作物調査室 | 機械庫 |
| 1016001578 | 穀類水分計 | 病理実験室 | 作物調査室 |

試験研究機関における備品は研究課題や研究職員と紐づくものが多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合等において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。

キ 異なる備品標示票の貼付【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下の備品について備品台帳に登録された番号と異なる番号の備品標示票が貼付されていた。この点、山形県財務規則第155条をみると、以下の通り表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。

【該当備品詳細と備品番号の正誤表】

| 名称 | 誤 | 正 |
|-----|------------|------------|
| 白度計 | 1991003425 | 1989000475 |

従って、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的に実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていく必要がある。

ク 備品標示票の未貼付【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下12点について備品標示票が確認できなかった。この点、山形県財務規則第155条をみると、以下の通り表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。

【該当備品詳細】

| 備品番号 | 名称 |
|-------------|------------|
| 1007000399 | 穀粒判別機 |
| 10200000697 | 食味分析計 |
| 1017000209 | 種子保管庫 |
| 1003001031 | 乗用自脱型コンバイン |
| 1011000645 | 法面草刈機 |
| 1018002450 | 播種機 |
| 1022001321 | 温水高压洗净機 |
| 1986000238 | 耕うん機 |
| 1096000890 | ハーベスター |

| | |
|------------|--------|
| 1999000514 | 動散 |
| 1003001040 | 電子天秤 |
| 1986000243 | 試験用粉碎機 |

備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。

従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的に実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。

ヶ 未使用備品活用方法の見直し【意見】

備品及び物品の利用状況について確認したところ、以下の備品2点について、長期間利用されておらず処分もされていない状況であった。

【廃棄処理漏れの備品詳細】

| 備品番号 | 名称 |
|------------|---------|
| 1996000889 | 大型低温恒温機 |
| 1998000785 | 冷凍庫 |

県では毎年一度、備品現物と備品台帳の照合確認を実施しており、照合確認の結果、遊休備品の有無、使用の必要がなくなった備品の有無等について、報告を行っている。

令和4年度における照合確認報告においては、遊休備品はなく、使用しなくなった備品はない旨の報告がなされていたが、本館廊下にて、大型低温恒温機・冷凍庫が利用可能な状態であるにもかかわらず利用されていなかつたため、ヒアリングを実施したところ、今後利用予定がなく処分も検討していたが、費用の観点から処分できず放置されているとのことであった。

従って、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、他の研究機関を含む全庁的な利活用の照会や市町村への情報提供等により再利用を図る、もしくは、外部へ払下げにより財産の有効活用を図っていくことが望ましい。

ニ 備品設置場所名称の見直し【意見】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、備品一覧表において2つの設置場所名称が存在するものの、それらは同一の場所であった。

具体的には、備品一覧表における第2調査室及び農業機械調査室は同一の場所であり、備品の照合確認の際に誤解が生じうことから、備品台帳の設置場所は職員誰もがわかるよう明瞭に記載するよう留意されたい。

⑪ 畜産研究所

ア 再委託の定義及びその取扱いの明確化【指摘】

当施設と A 社との間で締結した給水設備保守点検業務委託契約の一部業務（水質検査業務）について、検査能力を有さないことを理由に相手方から B 社へ再委託が行われているが、当該再委託について、業務委託契約書に定められている事前協議手続きが行われていない。

| 委託業務名 | 受託者 | 再委託業務 | 再委託者 |
|----------------|-----|--------|------|
| 給水設備保守点検業務委託契約 | A 社 | 水質検査業務 | B 社 |

「業務委託契約書」より抜粋

(再委託の禁止)

第 10 条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

施設担当者へのヒアリングによれば、当該水質検査業務については、受注者が検査能力を有さないことから、他の業者へ依頼したものであり、そもそも「再委託」にはあたらないという認識である。

一般的に「再委託」とは、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任を含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいい、本件のように、委託業務の一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は再委託に該当するものと考える。

県によれば、再委託の定義やその取扱いを示した通知等は特になく、各契約担当者が作成する契約書において、再委託の事前承認について記載されているのみであり、契約書の当該条項の適用に際しては、個々の事例に応じて契約担当者に判断が委ねられている状態とのことである。また、県が発注する業務は様々なものがあり、業務を細分化して捉えたときにすべてを一者だけで完結することは現実的ではなく、それが再委託にあたるのか否かについて一律の線引きは難しいとのことである。

確かに、一律の線引きは難しいということも理解できるが、現在の県の運用状況では、契約担当者の判断次第で再委託禁止条項の適用の有無が分かれることとなり、万が一事前協議がなされずに行われた再委託において不測の事態が生じた場合に、責任の所在が不明確となる。

県は、「再委託」について定義やその取扱いを明確に示すことにより、担当者レベルで判断が分かれてしまうような現在の運用について是正すべきである。

なお、当施設においては以下の委託業務についても上記と同様、再委託について、業務委託契約書に定められている事前協議手続きが一切行われていない。

| 委託業務名 | 受託者 | 再委託業務 | 再委託者 |
|------------|-----|---------------------|------|
| 空調設備保守点検業務 | C 社 | 中央監視装置及び自動制御設備の点検業務 | D 社 |

イ 毒物及び劇物実地棚卸の未実施【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物について実地棚卸を実施していなかった。

「畜産研究所における毒物及び劇物管理要領」には、「使用責任者は、毎年度末において毒劇物の整理を行い、不要なものは使用簿にその旨を記載し、廃棄処分の手続きを行うものとする。」旨の定めがあり、「毒劇物の整理」には、定期的な実地棚卸手続きの実施が含まれているものと考えられる。毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盜難や紛失、不正使用防止の観点から、定期的な在庫確認を行うべきである。

以上より、毒物及び劇物について、少なくとも年に1回は棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。

ウ 毒物及び劇物受払記録の不備【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、一部（メタノール、酢酸エチル、濃硫酸、水酸化ナトリウム、硝酸、過塩素酸）を除き、受払記録がつけられていなかった。この点、施設担当者によれば、畜産研究所における毒物及び劇物管理要領に以下のような定めがあることは認識しているものの、保管するすべての毒劇物に関して受払記録の整備が追いついていないとのことである。

「畜産研究所における毒物及び劇物管理要領」より抜粋

第3（毒劇物の管理）

4 毒劇物の受払及び保安点検

使用者は、毒劇物の受払を行ったときには、その内容を毒劇物受払簿（別記様式1号）に記載するものとし、使用責任者は使用状況及び保管状況を隨時点検するものとする。

以上より、畜産研究所における毒物及び劇物管理要領に従い、当施設で保管するすべての毒劇物について受払記録をつける必要がある。

加えて、当施設において受払記録がつけられている一部の毒劇物について、研究員が毒劇物保管庫から持ち出したものの、払出記録に記載された日にはすべてを使用せず、未使用若しくは一部のみ使用し、残りは研究室において保管している毒劇物も少なからず存在することである。

この場合、受払記録の残量と実際の残量との間に差異が生じ、使用履歴管理と残量管理がなされない状況となってしまう。

よって、研究員は毒劇物保管庫から持ち出した毒劇物については、払出記録に記載された日にそのすべてを使用するか、研究室持ち出し分についても別途払出記録を整備し、使用履歴の事後検証可能性、追跡可能性を担保するよう是正されたい。

エ 備品台帳への未登録【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下の備品について、備品標示票が貼り付けられているにも関わらず、備品台帳に計上されていなかった。

【該当備品詳細】

| 備品番号 | 名称 |
|------------|---------------|
| 1993007457 | 微量高速冷却遠心機 |
| 番号なし | マニュアスプレッダー |
| 1999002174 | 自走式ベールラップマシン |
| 1995002527 | 超純水製造装置 |
| 番号なし | 湯煎機 |
| 1989001265 | 恒温乾燥機 |
| 1995002870 | 製氷機 |
| 1994003157 | 卓上クリーンブース |
| 1006001159 | カッティングミル |
| 1995002816 | ヤンマー農機製 F9182 |
| 1995002879 | ラッピングパワーポンプ |

購入した備品は、備品番号の付与を通じて台帳管理されるが、備品標示票の貼付がなければ現物の確認ができない。また、備品標示票の貼付がなされても備品台帳に登録漏れがあれば台帳管理から除外されてしまう。

以上より、会計事務の手引及び平成 25 年 6 月 18 日付け会計第 213 号「物品の管理事務について（通知）」に基づき、備品台帳管理を適切に実施されるよう是正されたい。

オ 指定物品登録の不備【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、山形県事務代決及び専決事務に関する規程及び財務会計システムによれば、自動車（軽自動車等を除く。）は指定物品として登録する必要があるが、自動車であるにもかかわらず、指定物品としての登録がなされていなかった。

【該当備品詳細】

| 物品番号 | 品名 | 取得日 | 取得価額 |
|------------|-------------------|------|-------------|
| 1018000620 | 中古ダンプトラック（車両登録なし） | 2016 | 1,080,000 円 |

ア 山形県事務代決及び専決事務に関する規程における指定物品
総務部長に合議しなければならない物品の指定（R4.4 月県訓令第 8 号）（財 11①（8）ニ）
 ①取得額又は評価額が 200 万円以上の備品（②及び③を除く。）
 ②自動車（軽自動車等を除く。）
 ③動力機関を有する船舶

イ 財務会計システムにおける指定物品
山形県財務規則の規定により物品調書を作成する物品の指定（S40 年県訓令第 19 号）（財 172）
 ①取得額又は評価額が 200 万円以上の備品（②及び③を除く。）
 ②自動車（軽自動車等を除く。）

- | |
|--------------------------|
| ③ 5トン以上20トン未満の動力機関を有する船舶 |
| ④ 取得額又は評価額が70万円以上の大動物の種畜 |

当該備品については、速やかに物品登録するなど、会計規則に沿った手続きを実行されたい。

カ 備品の不存在【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下5点の備品について、現物の確認ができなかった。

【該当備品詳細】

| 物品番号 | 品名 | 取得日 | 取得価額 |
|------------|-----------|------|------------|
| 1995002823 | 飼料運搬車 | 1994 | 772,500円 |
| 1008002886 | ノートパソコン | 2008 | 136,290円 |
| 1007003400 | 電子式精子数計算機 | 2007 | 1,533,000円 |
| 1995002791 | 冷凍冷蔵庫 | 1994 | 79,310円 |
| 1995002795 | 冷凍冷蔵庫 | 1994 | 141,625円 |

この点、固定資産管理が適切に行われている場合にはそのようなことは通常生じえない。従って備品照合確認の実効性に疑念が生じるところである。

従って、速やかに当該備品の有無の確認のうえ台帳への適切な反映を実施されたい。

キ 備品台帳と現物保管場所の相違【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下の備品についての備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されている備品があった。

【該当備品詳細】

| 物品番号 | 品名 | 取得日 | 取得価額 |
|------------|-----------------|------|------------|
| 1015000500 | 自動式纖維分析測定機 | 2015 | 2,138,400円 |
| 1020001025 | 肉質測定プローブ | 2020 | 1,287,000円 |
| 1011002725 | 冷蔵庫 | 2011 | 218,400円 |
| 1014002648 | ディープフリーザ | 2014 | 1,296,000円 |
| 1995002585 | 純水製造装置 | 1994 | 1,030,000円 |
| 1990005060 | 色彩色差計 | 1990 | 741,600円 |
| 1016000041 | 遠心エバポレーター | 2015 | 777,600円 |
| 1009000490 | 超音波洗浄器 | 2009 | 179,550円 |
| 1009000491 | 固相抽出バキュームマニホールド | 2009 | 184,800円 |
| 1009000495 | ロータリーエバポレーター | 2009 | 171,150円 |
| 1009000496 | ロータリーエバポレーター | 2009 | 171,150円 |
| 1010004727 | ウェイトマスター | 2010 | 372,750円 |

試験研究機関における備品は研究課題や研究職員と紐づくものも多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合

等において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。

ク 異なる備品標示票の貼付【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下について備品台帳に登録された番号と異なる番号の備品標示票が貼付されていた。この点、山形県財務規則第155条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。

【該当備品詳細と備品番号の正誤表】

| 名称 | 誤 | 正 |
|---------|------------|------------|
| ロータリ除雪車 | 1995005335 | 1996008044 |

また、以下物品について2台存在し、同一の物品標示票が添付されていた。

【該当物品詳細】

| 物品番号 | 名称 |
|------------|------------|
| 1007003401 | プロットハーベスター |

備品標示票が正しく貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的に実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付するよう是正されたい。

ケ 備品標示票の未貼付【指摘】

備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、以下41点について備品標示票が確認できなかった。山形県財務規則第155条をみると、以下の通り表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。

【該当備品詳細】

| 物品番号 | 品名 | 取得年 | 取得価額 |
|------------|---------------|------|------------|
| 1995002691 | 蛍光分光光度計 | 1994 | 2,121,800円 |
| 1018002447 | ストロージェットプリンター | 2018 | 5,184,000円 |
| 1997002863 | レオロジー測定機 | 1994 | 5,299,195円 |
| 1015000500 | 自動式纖維分析測定機 | 2015 | 2,138,400円 |
| 1004001410 | ストロー印字機 | 2003 | 6,090,000円 |
| 1995002668 | 電動鋸 | 1994 | 151,410円 |
| 1995002752 | 薬品棚 | 1994 | 325,480円 |
| 1995002672 | セーフティーキャビネット | 1994 | 337,890円 |
| 1995002575 | ウォーターバス | 1994 | 247,200円 |
| 1996002933 | 多本架低速遠心機 | 1996 | 680,600円 |
| 1012000026 | 濃縮装置用溶媒回収ユニット | 2012 | 424,200円 |

| 物品番号 | 品名 | 取得年 | 取得価額 |
|------------|-----------------------|------|---------------|
| 1019001727 | 冷凍保管庫 | 2019 | 500, 170 円 |
| 1014002646 | 孵卵器、液体窒素連結保管容器 | 2014 | 898, 560 円 |
| 1014002244 | インキュベーター | 2014 | 153, 360 円 |
| 1989001275 | 人工授精器具 | 1988 | 169, 000 円 |
| 1995002519 | 低音遠心機 | 1994 | 1, 628, 224 円 |
| 1020001025 | 肉質測定プローブ | 2020 | 1, 287, 000 円 |
| 1995002592 | 器具乾燥機 | 1994 | 218, 360 円 |
| 1995002593 | 器具乾燥機 | 1994 | 218, 360 円 |
| 1995002599 | 超音波洗浄器 | 1994 | 449, 080 円 |
| 1995002707 | オーバーヘッドプロジェクター | 1994 | 135, 548 円 |
| 1995002709 | スライド映写機 | 1994 | 96, 614 円 |
| 1995002711 | 電動式スクリーン | 1994 | 202, 000 円 |
| 1995002712 | テレビビデオセット | 1994 | 269, 860 円 |
| 1991011728 | フレールモア（トラクターセット用草刈り機） | 1991 | 228, 660 円 |
| 1994005299 | 移動式枠場 | 1994 | 162, 740 円 |
| 1995002708 | スタンド式スクリーン | 1994 | 61, 800 円 |
| 1010004729 | ノートパソコン | 2010 | 99, 960 円 |
| 1016000044 | 検体冷凍保管庫 | 2015 | 194, 400 円 |
| 1016000042 | バキュームコントローラー | 2015 | 356, 400 円 |
| 1016000043 | 低温恒温水槽 | 2015 | 248, 400 円 |
| 1009000493 | 吹付け式試験管濃縮装置（加温ユニット付） | 2009 | 311, 493 円 |
| 1993010357 | 和牛用骨盤計 | 1993 | 55, 620 円 |
| 1993010358 | 牛体測定器 | 1993 | 74, 160 円 |
| 1994005283 | カッター | 1994 | 410, 970 円 |
| 1995002670 | 臓器運搬車 | 1994 | 83, 316 円 |
| 1010001680 | ストロー精液保管用凍結保管器 | 2010 | 325, 500 円 |
| 1012000025 | 電子上皿天びん | 2012 | 99, 330 円 |
| 1018000620 | 中古ダンプトラック（車両登録なし） | 2016 | 1, 080, 000 円 |
| 1007003402 | 家畜用カーボンヒータ | 2007 | 57, 750 円 |
| 1995002512 | 牛衡機 | 1994 | 856, 960 円 |

※任意抽出で実施した固定資産実査での発見件数になるため、実際には上記以外にも備品標示表が未貼付の備品が存在するものと考えられる。

山形県財務規則第 155 条

会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第 114 号）をもつて標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもつてこれに替えることができる。

備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。

従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的に実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。

⑫ 養豚研究所

ア 毒物及び劇物管理規程の未整備【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物を使用・保管しているが、毒物及び劇物に関する管理規程が整備されていない状況であり、属人的な取り扱いが生じていた。

他方で、農業総合研究センター本所や園芸農業研究所においては「毒物及び劇物管理要領」が定められているところであり、農業総合研究センター内研究所間で異なる取扱いがなされていることから、人事異動等が生じた際に、混乱が生じる可能性も考えられる。

この点、国による通知「毒劇物危害防止規定について」（昭和五十年十一月六日薬安第八十号 薬監第百三十四号）では、毒劇物危害防止規定について、「毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、以って毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とした、事業者の自主的な規範」であり、毒物劇物輸入・製造・販売業者及び業務上取扱者の事業所ごとに毒劇物危害防止規定を作成することが奨励されている。

従って、国による通知を踏まえて、当施設における毒物及び劇物に関する規程を速やかに整備するとともに、毒物及び劇物を使用する可能性のある農業総合研究センター内の研究所と同様の毒物及び劇物管理の規程を整備するよう検討されたい。

イ 毒物及び劇物実地棚卸の未実施【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物の実地棚卸を実施していなかった。当施設では、毒物及び劇物の実地棚卸を、平成24年5月2日を最後に実施していない。

この点、毒物及び劇物管理規程のある農業総合研究センター本所や園芸農業研究所においては、「使用責任者は使用状況及び保管状況を随時点検するものとする。また、使用責任者は、年度末に毒劇物の整理を行い、不要なものは使用簿にその旨を記載し、廃棄処分の手続きを行うものとする。」と定められており、当研究所においても同様の運用を行うべきである。

また、国による通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」（昭和五十年七月三十一日薬発第六六八号）では、「毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう指導されたい」とされている。

毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盜難や紛失、不正使用防止の観点から、定期的な在庫確認を行うべきである。

以上より、毒物及び劇物について、国の通知を踏まえ、毒物及び劇物管理規程のある農業総合研究センター本所や園芸農業研究所と同様に少なくとも年に1回は棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。

ウ 劇物及び毒物表示義務違反【指摘】

毒物及び劇物取締法第12条第3項をみると、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。」と規定されているが、本施設の冷蔵庫に保管されている毒物及び劇物

に関し、当該冷蔵庫に「医薬用外劇物」及び「医薬用外毒物」の表示がされていない。

毒物及び劇物取締法 第12条第3項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。



毒物及び劇物が保管されている。

農業総合研究センター養豚研究所_（8月22日監査人撮影）

従って、現状法令違反の状況であり、速やかに是正されたい。

⑬ 水産研究所

ア 毒物及び劇物の取扱義務違反【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、劇物に指定される「ホルムアルデヒド」の容器が保管庫前の机の上に置かれている状態であった。

この点、劇物の取扱いについては、毒物及び劇物取締法第11条及び水産研究所薬品管理規程1一般事項にて規定されている。

毒物及び劇物取締法 第11条第1項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盜難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

水産研究所薬品管理規程 1 一般事項

- (1) 薬品はすべて薬品室で保存・管理する。
- (2) 廃液についても薬品室で保存・管理する。
- (3) 薬品室及び薬品棚の鍵は総務課で管理する。



水産研究所_（8月24日監査人撮影）

中身の有無は確認していないが、いずれにせよ極めて危険な状況であり、かつ、法令に違反している状況であるため、速やかな是正と対応措置を講じるよう対応されたい。

イ 毒物及び劇物管理規程の未整備【指摘】

本研究所には、「薬品管理規程」はあるものの、当該規程の中に毒物及び劇物の取扱に係る記載がない状況である。

この点、国による通知「毒劇物危害防止規定について」（昭和五十年十一月六日薬安第八十号 薬監第百三十四号）では、毒劇物危害防止規定について、「毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、以って毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とした、事業者の自主的な規範であり、

毒物劇物輸入・製造・販売業者及び業務上取扱者の各事業所に毒劇物危害防止規定を作成することが奨励されている。」とされている。

従つて、国による通知を踏まえ、当施設における毒物及び劇物に関する規程を速やかに整備するよう検討されたい。

ウ 毒物及び劇物実地棚卸の未実施【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物の実地棚卸を実施していなかった。

この点、毒物及び劇物を含む薬品類の取扱に係る管理規程である「水産研究所薬品管理規程」には、「管理責任者は、所長の指示により年度当初及び必要に応じて、薬品の在庫量を「薬品一覧簿」と「薬品使用簿」と照らし合わせ確認する。」旨規定されている。

水産研究所薬品管理規程

2 帳簿

(1) 薬品を使用した際は、別途「薬品使用簿」に必要事項を記入する。

「薬品使用簿」は薬品室に保存する。

(2) 薬品を購入した際は、別途「薬品一覧簿」に必要事項を記入する。

「薬品一覧簿」は総務課で保管する。

3 棚卸

(1) 管理責任者は、所長の指示により年度当初及び必要に応じて、薬品の在庫量を「薬品一覧簿」と「薬品使用簿」と照らし合わせ確認する。

以上より、毒物及び劇物について、少なくとも年に1回は棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。

⑯ 内水面水産研究所

ア 決裁文書の修正指示への対応方法【意見】

業者選定時や業者への支払時等において起票される決裁文書を閲覧したところ、起案文書の修正指示が付箋の貼付という形で行われている文書が散見された。

修正指示に従って決裁文書の修正等の適切な対応が必要と考えられるが、付箋が貼付されたままの状態で保管されており、修正対応が十分になされていない状況であった。

決裁文書は、意思決定の承認過程、根拠規程が明記されている重要な書類であり、適切に作成され、保管されるべきである。

決裁文書の再作成、あるいは適切な修正手続（例えば、必要項目の加筆あるいは不要箇所の削除及び訂正印の押印）などにより、修正指示が決裁文書に適切に反映されるよう対応されたい。

⑯ 森林研究研修センター

ア 毒物及び劇物管理方法の見直し【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物保管庫から払い出したものの、未使用のまま研究室に保管されている在庫が存在した。

当施設において、毒劇物の管理について「山形県森林研究研修センター薬品類管理要領」に基づき適正な運用が求められているが、研究員が毒劇物保管庫から持ち出したものの、払出記録に記載された日にはすべてを使用せず、未使用若しくは一部のみ使用し、残りの分量は研究室において保管している毒劇物も少なからず存在することである。

当該要領の「3. 保管、管理(1)」には「試験研究用試薬の毒劇物・危険物、試験研究用農薬は本館薬品庫に施錠し保管する」とあり、毒劇物自体を本館薬品庫以外に保管することは規定違反の状態である。

このような場合、受払記録の残量と実際の残量との間に差異が生じ、使用履歴管理と残量管理がなされない状況となってしまうことから、研究員は毒劇物保管庫から持ち出した毒劇物については、払出記録に記載された日にそのすべてを使用するか、研究室持ち出し分についても別途払出記録を整備し、使用履歴の事後検証可能性、追跡可能性を担保するよう是正されたい。

イ 入札辞退理由の文書化による実効性ある競争入札の実施【意見】

当施設の指名競争入札において、指名業者の入札辞退が散見される。

令和4年度に実施された指名競争入札のうち、辞退者数が多い主なものは以下のとおりである。

| 委託業務名 | 予定価格 | 指名業者数 | 辞退者数 |
|-----------------------|---------|-------|---------------|
| きのこ研究棟恒温恒湿庫空調設備入替修繕工事 | 2,629千円 | 6者 | 5者 |
| 材木育種園業務委託 | 8,858千円 | 9者 | 6者 (1者は棄権) |
| 少花粉スギ母樹育成業務委託 | 1,100千円 | 9者 | 6者 |

このように、辞退者が多ければ競争性の確保及び選定の経済性の点で、指名競争入札の効果が得られているとは言い難い。

指名競争入札の実効性が確保できていない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探っていくことが第一である。

辞退者に対してその具体的な理由をヒアリングすることは、次回以降の辞退者を減らし、競争性の確保及び選定の経済性等を追求するための取組みに活かすことが可能になるものと考えられることから、少なくともヒアリングの事実及びそれによって得られた情報については文書化し、保管しておくことが望ましい。

⑯ 村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室

ア 研究不正に関する要領等の未整備【指摘】

当施設は農業総合研究センター園芸農業研究所内にあり、職員も全員、同研究所の職員が兼務しており、当産地研究所固有の職員は存在しない状況である。

そのような背景の中、研究不正に関する取組に関しても当施設独自で取り組まれているものではなく、園芸農業研究所の取組みを援用し対応している状況であった。

具体的には、研究不正に関するマニュアル整備に関して、園芸農業研究所のマニュアルに当たる「山形県農業総合研究センターにおける競争的資金の不正使用等に関する要領（平成27年12月24日）」を当施設の要領として援用し、当施設として独自に整備していない状況であった。

この点、たしかに現状、当施設の職員全員が園芸農業研究所からの兼務職員であることから同職員は園芸農業研究所のマニュアルについても当然適用されることになる一方で、組織図上、当施設は農業総合研究センターの管轄ではなく、村山総合支庁が管轄する組織であるため、現状の体制では、当施設でインシデントが発生した際に、村山総合支庁に対する報告がなされない、または遅れる可能性があり、迅速な対応の妨げとなる可能性がある。

以上より、研究不正に関する要領等のマニュアル整備及びそれに基づく運用・モニタリング等を当施設でも行っていく必要がある。

イ 園芸農業研究所主任技能員及び研究技能員による職務分掌を逸脱した業務
関与【指摘】

支出伺兼支出票及び請求書、納品書等を査閲したところ、「業務概要」の「III組織、職員配置、職員数」に記載のない者が起案者となる伝票が複数発見された。本件について内容を確認したところ、当該起案者は園芸農業研究所所属の主任技能員及び研究技能員であるとの回答を得た。

発生経緯を確認したところ、本産地研究室所属の職員は全員、園芸農業研究所が本所属であり、兼務職員が職務分掌を意識せず、当該主任技能員及び研究技能員に業務を依頼したことによるものとのことである。

現状、当該主任技能員及び研究技能員は、本産地研究室の構成員ではないため、本産地研究室の業務に関わることはそもそも職務分掌から外れた行為に当たる。

については、本産地研究室に所属していない者への業務依頼は厳に慎むとともに、その上で、リソース不足等、現状の運用を継続する必要がある場合には、当該主任技能員及び研究技能員に対しても、本産地研究室の兼務職とすべきと考える。

⑯ 最上総合支庁農業技術普及課産地研究室

ア 再委託の定義及びその取扱いの明確化【指摘】

畜産研究所と同様に当施設と A 社との間で締結した給水設備保守点検業務委託契約の一部業務（水質検査業務）について、検査能力を有さないことを理由に相手方から B 社へ再委託が行われているが、当該再委託について、業務委託契約書に定められている事前協議手続きが行われていない。

| 委託業務名 | 受託者 | 再委託業務 | 再委託者 |
|----------------|-----|--------|------|
| 給水設備保守点検業務委託契約 | A 社 | 水質検査業務 | B 社 |

「業務委託契約書」より抜粋
(再委託の禁止)

第 10 条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

施設担当者へのヒアリングによれば、当該水質検査業務については、受注者が検査能力を有さないことから、他の業者へ依頼したものであり、そもそも「再委託」にはあたらないという認識である。

一般的に「再委託」とは、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任を含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいい、本件のように、委託業務の一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は再委託に該当するものと考える。

県によれば、再委託の定義やその取扱いを示した通知等は特になく、各契約担当者が作成する契約書において、再委託の事前承認について記載されているのみであり、契約書の当該条項の適用に際しては、個々の事例に応じて契約担当者に判断が委ねられている状態とのことである。また、県が発注する業務は様々なものがあり、業務を細分化して捉えたときにつれてを一者だけで完結することは現実的ではなく、それが再委託にあたるのか否かについて一律の線引きは難しいとのことである。

確かに、一律の線引きは難しいということも理解できるが、現在の県の運用状況では、契約担当者の判断次第で再委託禁止条項の適用の有無が分かることとなり、万が一事前協議がなされずに行われた再委託において不測の事態が生じた場合に、責任の所在が不明確となる。

県は、「再委託」について定義やその取扱いを明確に示すことにより、担当者レベルで判断が分かれてしまうような現在の運用について是正すべきである。

イ 毒物及び劇物実地棚卸の未実施【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物について実地棚卸を実施していなかった。

この点、「最上総合支庁農業技術普及課産地研究室における毒物及び劇物管理要領」には、「使用責任者は、毎年度末において毒劇物の整理を行い、不要なものは使用簿にその旨を記載し、廃棄処分の手続きを行うものとする。」旨の定め

があり、「毒劇物の整理」には、定期的な実地棚卸手続きの実施が含まれているものと考えられる。毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盜難や紛失、不正使用防止の観点から、定期的な在庫確認を行うべきである。

以上より、毒物及び劇物について、少なくとも年に1回は実地棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。

ウ 雪エネルギー利用実験施設附属設備の撤去・処分【意見】

現在は使われていない雪エネルギー利用実験施設附属設備が撤去・処分されないままの状態となっており、ほ場としての利用が制限され遊休地を生んでいる。

当施設のほ場の一角には、雪エネルギー利用実験施設（雪室）が建っている。過去には、雪の冷熱エネルギーを利用し農産物の長期貯蔵、山菜類の促成、抑制栽培を行うとともに、雪解けした冷水を地下に貯え、夏期にハウス冷房や冷房育苗などに使用し、花木や野菜などの栽培試験が行われていた。

現在は、雪の冷熱エネルギーを利用した花木や野菜などの栽培試験は行っておらず、貯蔵庫として利用されている状況である。

については、当該附属設備について撤去・処分するなどにより、遊休地の解消を図っていくことを検討されたい。



雪エネルギー利用施設（現在は貯蔵庫）　附属設備が撤去・処分されずに遊休地となっている
最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室（7月20日監査人撮影）

エ 委託業務の共同発注の検討【意見】

当施設は、建物は山形県立農林大学校校舎と隣接しており、広大な面積を持つ場についても、同一敷地内に当施設分と農林大学校分が混在している状況である。

両施設はその設置目的、果たしている機能は異なるものの、施設管理の面においてはほぼ一体として運営されている状況にある。また、総務部門の一部職員については農林大学校との兼務となっている。

このような中で、一部委託業務について、農林大学校との共同発注が行われているものも確認されたが、建物清掃、複写サービス、一般廃棄物処理など多くの委託業務について、両施設でそれぞれ単独発注が行われていた。

令和6年4月には、農林大学校に隣接する形で、東北初の公立の農林業系専門職大学となる東北農林専門職大学が開学予定となっており、今後は当施設、農林大学校、東北農林専門職大学の3者における事務負担の軽減及びコスト削減の余地を模索しながら、委託業務の共同発注を検討していくことが望ましい。

なお、一般廃棄物処理については、令和5年度より農林大学校との共同発注が行われている。

才 毒物及び劇物の重量管理の見直し【意見】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設においては、毒物及び劇物の使用に際して、次のような農薬使用記録簿により使用状況を管理している。当該農薬使用記録簿は、使用履歴の事後検証可能性こそ担保されているものの、在庫管理機能は有していない。また、薬品ごとの使用記録ではなく、ニラ、ネギ、アスパラガスなど栽培品目ごとの使用記録となっており、ある一定の時点で、どの薬品がどれだけ在庫として残存しているのかを把握することができない。

農薬使用記録簿

品目名

| 使用年月 | 農薬名 | 使用量 (ml) | 散布量 (l) | 希釈倍率 (倍) | 使用者 |
|------|-----|----------|---------|----------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(農薬使用記録簿様式 毒物及び劇物管理要領より抜粋)

施設担当者によれば、栽培品目ごとの使用記録となっているのは、研究成果をまとめる際に、栽培品目ごとに使用した薬品の量を示す必要があるためにこのような管理方法になっているとのことである。

毒物及び劇物に係る在庫管理の第一義的な目的は、盜難や紛失、不正使用の防止にあることからすれば、ある一定の時点における実際の在庫量と帳簿上の在庫量を適時に突合できるよう管理していくことが、効果的かつ効率的な在庫管理方法と考えられる。

ただし、毒物及び劇物については、それぞれの研究機関において使用実態が異なるために、それぞれの研究機関の実情に応じ、管理レベルを決めていく必要があるのも理解できる。残重量の管理までは必ずしも必要としない場合においては、少なくとも本数、袋数等による在庫管理は実施していくことが望ましい。

カ 未使用備品活用方法の見直し【意見】

備品及び物品の利用状況について確認したところ、当施設で保有する次の備品について、現地調査日現在（7月20日）で使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。

県では毎年一度、備品現物と備品台帳の照合確認を実施しており、照合確認の結果、遊休備品の有無、使用の必要がなくなった備品の有無等について、報告を行っている。

令和4年度における照合確認報告においては、遊休備品はなく、使用しなくなった備品はない旨の報告がなされていたが、現地調査時の担当者ヒアリングによれば、上記備品については、理由欄に記載の通り使用頻度が著しく低く、今後も使用の見込みはないと思われるとのことであった。

| 物品番号 | 品名 | 取得日 | 取得価額 | 理由 |
|--------------|-----------|-----------|-------------|-----------------------|
| 1-996-002258 | 原子吸光分光光度計 | 平成8年3月29日 | 8,763,034円 | 操作をすることができる人材が不足 |
| 1-996-002259 | 総合気象観測用装置 | 平成8年3月29日 | 5,941,040円 | 古い機器のため得られるデータの信憑性が薄い |
| 1-996-002271 | 現地微気象観測装置 | 平成8年3月29日 | 12,730,800円 | 古い機器のため得られるデータの信憑性が薄い |
| 1-996-002272 | 水田微気象観測装置 | 平成8年3月29日 | 2,705,295円 | 水田試験自体実施していない |

従って、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、他の研究機関を含む全庁的な利活用の照会や市町村への情報提供等により再利用を図る、もしくは、外部へ払下げにより財産の有効活用を図っていくことが望ましい。

⑯ 置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室

ア 生産物受払収入における価格設定の見直し【意見】

置賜総合支庁農業技術普及課産地研究室生産物売払い事務取扱要領によると、「生産物の価格設定は、近隣の小売店等の価格を参考に別途品質に応じた価格係数を乗じて室長が決定する。」と記載されている。同要領における「調定収入手続き」に記載の調停収入票の作成は実施されていることが確認でき、「品質及び価格係数」の根拠となる近隣地域の小売店等の参考価格についても閲覧した資料の中において確認できたが、当該要領の品質の判断基準が明確でなく、価格係数の数値根拠についても客観的に妥当といえるような根拠がないと考えられる。

また、平成17年度に実施された包括外部監査の報告書「県が設置している試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」においても同様に、品質と係数とで一定の関連性が認められない点が指摘されている。

については、価格設定にあたっては、品質の判断基準及び価格係数の数値根拠が客観的に見て明確に妥当と判断できるような規定の見直しが求められる。

【品質及び価格係数】

| 品質 | 価格係数 |
|-------------------------------|-------------|
| 【A】市場品質（優）又は（良）が50%以上で鮮度が良いもの | 0.7以上 |
| 【B】市場品質（優）又は（良）が50%未満で鮮度が良いもの | 0.7未満～0.3以上 |
| 【C】A、Bに該当しないもの | 0.3未満 |

イ 未使用備品活用方法の見直し【意見】

備品及び物品の利用状況について確認したところ、未使用の資産（精米用白度計：1-991-011969）が発見された。

県では毎年一度、備品現物と備品台帳の照合確認を実施しており、照合確認の結果、遊休備品の有無、使用の必要がなくなった備品の有無等について、報告を行っている。

令和4年度における照合確認報告においては、遊休備品はなく、使用しなくなった備品はない旨の報告がなされていたが、本資産は米関連の研究に際して使用する備品であり、ここ数年、当産地研究室では米を研究対象として取り扱っておらず、また今後も研究対象として米を取り扱うことに関しては、少なからず現時点では想定されていないとのことであった。

従って、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、他の研究機関を含む全庁的な利活用の照会や市町村への情報提供等により再利用を図る、もしくは、外部へ払下げにより財産の有効活用を図っていくことが望ましい。

⑯ 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室

ア 毒劇物保管庫の鍵の管理不備【指摘】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設の毒劇物保管庫のうち、施錠されていない（錠が壊れている）毒劇物保管庫が発見された。

当施設においては、毒劇物の管理に関する「化学物質管理要綱」を定めているが、毒劇物保管庫の鍵の使用及び保管については当該管理要綱において特に定められていない。

なお、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達（平成30年7月24日付け薬生薬審発0724第1号）においては以下のとおり記載されている。

毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

2. かぎの管理について

（4）毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにすること。また、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。



本館2階実験室毒劇物保管庫



壊れたまま放置された錠

往査時の毒劇物管理状況（7月21日監査人撮影）

毒物及び劇物は施錠された保管庫で保管するよう周知徹底を図るべきであり、故障した鍵は早急な修理が必要である。さらに、当施設の本館2階実験室は、その出入り口についても無施錠の状態であったため、毒劇物保管庫の設置してある部屋の出入り口についても常時施錠しておく必要がある。

加えて、当施設の作業管理室・農業機械格納庫内に設置してある毒劇物保管庫の鍵については、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。

この点、当施設の農薬（毒物及び劇物）の適正な管理に関する事項を定めた運用手順書によれば、「農薬庫の管理は、室長が指定する管理担当者が行う。」こととなっているが、実際には管理されているとは言い難い状況である。

毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物保管庫の鍵の管理は非常に重要である。

以上より、毒劇物保管庫の鍵の管理については、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを策定する必要がある。

イ 物品管理事務の適正化【指摘】

備品現物と備品台帳の照合確認について調査したところ、県の規則に従って実施されていなかった。この点、平成 25 年 6 月 18 日付け会計第 213 号「物品の管理事務について（通知）」（以下「平成 25 年度通知」という。）によれば、備品現物と備品台帳の照合確認は毎年 8 月末日までに行うものとされ、8 月が事務の繁忙期であるなど、照合確認が 8 月末までに終了しない場合は、物品管理者の承諾を得て、年度内の別の期日を定め、任意様式で決裁を受けることになっている。

しかし、以下のとおり令和 3 年度及び令和 4 年度について物品管理者の承認手続きが実施されていなかった。

なお、当施設における直近 3 年間の照合確認実施期間と物品管理者の承諾手続きの有無は以下のとおりである。

| 会計年度 | 照合確認の実施期間 | 物品管理者の承諾手続き |
|---------|----------------------------------|-------------|
| 令和 2 年度 | 令和 2 年 8 月 3 日～令和 2 年 8 月 28 日 | 一 |
| 令和 3 年度 | 令和 3 年 8 月 20 日～令和 4 年 2 月 28 日 | 無し |
| 令和 4 年度 | 令和 4 年 12 月 21 日～令和 5 年 2 月 28 日 | 無し |

施設担当者によれば、所有する備品そのものの絶対数が多いことに加え、現場に持ち出している備品が多数あり、期日までに照合確認作業を終了することが難しいとのことである。

しかし、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施する目的は、現物と台帳の一致を確かめることのみならず、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全般的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等をすることにより、財産の有効活用を図っていくことにある。そのためには、一定の期日における備品の使用状況、今後の使用見込み等に関する情報を適時に報告し、万が一期日までの報告が難しい場合には、物品管理者による承諾手続きを経て、決裁等に係る文書を保管しておく必要がある。

ウ 毒劇物廃棄方法の見直し【意見】

毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、長期間使用されず、使用期限の経過した毒物及び劇物が散見された。また、当該使用期限の経過した毒劇物について、使用期限未経過のものと区別することなく、毒劇物保管庫に保管されていることもわかつた。

この点、当施設の農薬（毒物及び劇物）の適正な管理に関する事項を定めた運用手順書によれば、「有効期限切れの農薬が発生した場合は、指定する業者へ収集を依頼する。」こととなっているが、廃棄処分に際しては一定のコスト負担が生じるために、速やかな廃棄処分はできておらず、研究以外の場面で使用しているケースがあるとのことである。

毒劇物については、盜難や紛失、不正使用のリスクがあるとともに、使用期限の経過した毒劇物の使用により、研究成果への悪影響を与えることも考えられる。

以上より、今後研究で利用が見込まれない毒物及びについては、速やかに廃棄処分することが望ましい。ただし、廃棄コスト等についても勘案し、速やかな処分が難しいようであれば、誤って研究で使用することのないよう通常の在庫品とは別の保管庫で管理するか、容器に印を付けるなど、通常の在庫品とは区別して管理していくよう是正されたい。